

第844回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成25年8月9日（金）午後1時30分から
場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

1 出席点呼

2 開会宣言

3 第843回教育委員会会議録の承認について

4 第844回教育委員会会議録署名委員の指名

5 教育長報告

(1) 県民に開かれた教育委員会にするための請願への対応について (総務課)

(2) コンプライアンスをもとにした学校教育を求める請願への対応について (教職員課・福利課)

6 専決処分報告

(1) 教育功績者表彰について (教職員課)

7 議 事

第1号議案 平成25年度政策評価・施策評価について (教育企画室)

第2号議案 宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価について (教育企画室)

第3号議案 職員の人事について (教職員課)

第4号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について (教職員課)

第5号議案 高等学校入学者選抜審議会専門委員の人事について (高校教育課)

第6号議案 平成26年度使用宮城県立中学校教科用図書の採択について (高校教育課)

第7号議案 東北歴史博物館協議会委員の人事について (文化財保護課)

8 課長報告等

(1) 平成25年度学校基本調査速報の概要について (総務課・義務教育課)

(2) 農業高等学校及び気仙沼向洋高等学校の復旧に係る進捗状況について (施設整備課)

(3) 公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について (施設整備課)

9 資料（配付のみ）

(1) 宮城県美術館特別展「シャガール展」の開催について (生涯学習課)

10 次回教育委員会の開催日程について

11 閉会宣言

２０１３年７月５日

宮城県教育委員会
 教育委員長 殿
 教育長 殿

宮城県仙台市青葉区柏木１－２－４５
 民主教育をすすめる宮城の会
 代表 太田直道 [公印略]

県民に開かれた教育委員会にするための請願

いじめ事件が起きるたびに教育委員会制度にかかわるニュースが新聞・マスコミをにぎわしておりますが、安倍内閣では、教育再生実行会議が教育委員会制度の在り方について提言を出し、現在、中央教育審議会に諮問され審議中です。

わたしたちは、政治や一般行政から教育行政の独立性を担保するためには、現教育委員会制度を維持すべき重要なものと考えています。そのためには、より県民に開かれた教育委員会にする必要があります。定例教育委員会や教育委員会の下に設置されている審議会、協議会、推進連絡会、懇話会などそれぞれを傍聴する中で見えてきた以下の項目を請願するものです。

請願項目

- (１) 地方自治法に定められた独立した執行機関である教育委員会として、宮城の子どもたちのために教育行政を執行すること。
- (２) 教育委員会の開催場所・時刻など県民が傍聴しやすいよう工夫を図ること。
 教育委員の名前や顔を県民に知ってもらうためにも、録画でいいからホームページに委員会の状況を知ることができるよう工夫すること。
- (３) 定例・臨時教育委員会、審議会、協議会、連絡会などの会議日程を分かりやすくホームページに掲載すること。現在は各課をクリックしないと日程を確認できない。
- (４) 教育委員会の請願の取り扱いについて
 - ①請願提出後どのような日数で取り上げるのかを明確にすること。
 - ②請願者の請願趣旨の説明機会を設けること。
 - ③報告事項で取り扱うのではなく、協議事項として取り扱うこと。
- (５) 審議会、協議会、連絡会の委員には必ず公募枠を設けること。
- (６) 定例教育委員会終了後に傍聴者との懇談会を設けるなど、県民との意見交換の場を設けること。

例として

※いじめ問題に対する意見交換会

※３．１１大震災からの教育の復旧・復興、特に小規模学校の統廃合問題

※体罰問題に対する意見交換会

等々

以上



2013年 3月 1日

宮城県教育委員会
教育委員長・教育長 殿

請願者

大崎市古川旭1-2-28-204
宮城県高等学校・障害児学校教職員組合
石巻支援学校分会長 戸田 慎一

コンプライアンスをもとにした学校教育を求める請願

- 1 前回請願書の回答を請願内容（労働基準法第108条・109条の趣旨）に沿ったものにする事。
- 2 宮城県人事委員会から勧告を無視した当時宮城県立石巻支援学校長櫻田博氏に対して、指導し処分を課すことを求めるもの。
- 3 県下公立学校長及び教頭に対して、労働基準法の制度趣旨と学校関係法令を遵守して学校経営をさせること。

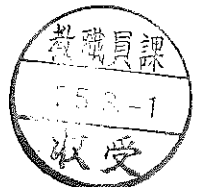
第1 請願の趣旨

私は、宮城県高等学校・障害児学校教職員組合の分会長をしています戸田慎一とい
います。平成24年2月に提出した請願書の回答が、請願内容と違う回答があったこ
と、また、その時に教育委員会で話し合われたことが実行されていないので、そのこ
ととの確認と修正を要請します。さらに、県立学校の在校時間勤務記録簿が公開され
て、多くの学校で、労働基準法、給特法及び給特条例、勤務時間条例、労働安全法等
学校関係法令を遵守した学校経営が行われていないことがわかりました。コンプライ
アンスに基づいた学校経営をするように下記の内容について、当局より適確な措置が
執られるべきことを請願します。

第2 請願内容

- 1 前回提出した請願内容は、「労働基準法第108条、109条の所定の書類の整備保存
状況を調査し、整備されていない学校には、早急に整備させ、保存させること。」です。
回答は、労働基準法でなく、労働安全衛生法に基づいた回答になっているので、確認
の上、労働基準法に基づいた回答に修正すること。

- (1) 平成24年7月まで労基法108、109条の「始業終業時刻を明記した書類」
を整備、3年間保存していなかった公立学校長に対して、違法行為を行っていた
ので厳しく指導すること。（資料1）



- (2) 平成24年1月に労働基準法第108条、109条違反で宮城県人事委員会から勧告を出された平成23年度宮城県立石巻支援学校長櫻田博氏・現宮城県立拓桃支援学校長に対して、厳しい指導及び処分を課すこと。

その理由として、櫻田氏は平成24年1月に人事委員会から勧告を出されたが、平成24年3月31日までなにもしなかった。(平成24年4月1日付けで宮城県拓桃支援学校長に移動)宮城県人事委員会の勧告を無視し、地方公務員法上の措置要求制度をなえがしろにする行為を行った。地方公務員として、勧告を無視する行為は、あってはならない行為である。

- (3) 宮城県教育委員会の権威を損なう行為の禁止

尚、上記の校長に対して、前回の教育委員会の回答では、「指導する」という回答であったが、実際は違法行為の事実を確認、指導したのではなく、新しい「在校時間記録簿」の説明であったので、回答事項は、しっかりと実行しなくては、宮城県教育委員会の権威が損なわれる。

- 2 早急に県下立学校長及び教頭に対して労働基準法の制度趣旨と給特法及び給特条例、勤務時間条例、労働安全法等教育公務員関係の法令遵守した学校経営を行うよう指導、監督すること。具体的に早急に各学校で行う内容を明記する。

- (1) 石巻支援学校長に出された勧告通り、厚生労働省策定(労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する規準)に基づき

- ①各学校に早急に労働時間等改善委員会(労使協議または職種代表委員での協議)を設置を義務づけ、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと
②特に各学校にタイムレコーダ、ICカード等の導入のための予算措置を図ること。

- (2) 各学校の校長に対して、校務分掌を確認し、校務を精選し、分割、統合、凍結、改変して再構築を行い、超過勤務時間が出ないような学校運営をするよう指導すること。

各校長は、教員評価の目標に職員の労務管理として数値目標をいれること。

- ①県教委は、各学校の教職員の超過勤務時間を男女別、年代別、分掌ごと、学年別、行事別、身分別に調査して、その傾向を把握すること。
②また各校長に対しては、上記の調査を行い、それをもとに、超過勤務時間をなくす対策を提出させること。

- (3) 部活については、文部省体育局通知を遵守し、高校にあっては、週1回は休む日を設ける。

- ①平日の部活動時間の振り替えをできるだけ、その週、その月に行い、できないときは、長期休業中に行う。
②休日の部活動時間の振り替えをできるだけ、その週、その月に行い、できないときは、長期休業中に行う。

- (4) 上記(2)から(3)において超過勤務時間がある場合は、当面、その週、その月、または長期休業中に解消させること。

- (5) 土曜日の補習学習時間の実態を調査し、補習時間についての勤務を超過勤務手当で支払うこと。また、それができないときは、振り替えを行うこと。

3 コンプライアンスの精神に基づいたモデル校を5校位（進学校、地域拠点校、実業高校、支援学校、中高一貫校）設置して、その実践と啓蒙に努めること。

4 給特条例第5条に下記の内容を追加すること。

その理由は、部活動、生徒指導上の時間は、学校教育活動の一環であるが、今現在、給特条例の例外4項目に属してないので、追加することが適当である。

(1) 例外4項目を5項目にして、その内容は、「5その他（部活動、生徒指導等）校長が認めるもの。

(2) 原則、教員の超過勤務を禁止した給特条例が實際上、機能していません。罰則を入れることによって、給特条例本来の制度趣旨を達成できる。

例として6条に「5条に反した所属長（校長）は罰金10万円を課する。」

5 労働基準法違反の状態の確認と対策について

①労働基準法第34条の休憩時間の取得状況の確認と取得させる法的義務を徹底する。在校時間記録簿に休憩時間の取得の有無の項目を設ける。

②労働基準法第36条では、週15時間、月45時間、1年で360時間以上の超過勤務時間を禁じています。早急に、その状態を解消するように対策をうつこと。

③労働基準法第106条では、就業規則など法令規則の周知義務を課している。就業規則は提示することを義務づけている。そうでない学校の調査と法令通りに提示するように指導すること。

6 宮城県教育委員会に労働安全法に基づいた労働安全衛生委員会を設置すること。

7 県教委は総務課、福利課、教職員課、県職の弁護士、校長会の代表、教職員組合等教職員の代表とチームを組み、平成25年5月までに上記のこと（2から6）を早急に解消する対策を講じること。

8 特別支援学校の自主公開が本年度5校で行われた。本来、日頃の授業準備が勤務時間内に終わらなければならないのに、いずれも超過勤務時間内でおこなわれている。今後、自主公開は凍結するよう指導すること。かりに公開をするときは、授業準備の時間が勤務時間をオーバーしないように指導すること。

第3終わりに

社会の模範となるべき、学校で、労働関係法令、教育関係法令の制度趣旨に反した勤務実態が明らかになっています。早急に、この違法な状態を解消することを教育関係者が率先して行うことを社会は、期待しています。

以上

資料
ト

様式第6号（第3条関係）

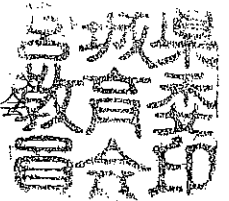
行政文書不存在決定通知書

教 第 8 3 5 号

平成25年1月21日

戸田 慎一 殿

宮城県教育委員会



平成25年1月7日付けで請求のあった行政文書については、情報公開条例第6条第1項の規定により、行政文書の不存在の決定をしたので通知します。

行政文書の内容	平成24年7月までの各県立学校教職員の始業終業時刻を記録した一切の文書（労基法108条にある勤務時間だいちょうのようなもの）
行政文書が存在しない理由	教職員一人一人について、始業終業時刻を記録した文書を作成していないため。
担 当 課	教育庁教職員課サービス班 電話番号 022-211-3636 給与班 電話番号 022-211-3634
備 考	

（教示）

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮城県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があった日から6か月以内）に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。

第 1 号議案

平成 2 5 年度政策評価・施策評価について

行政活動の評価に関する条例（平成 1 3 年宮城県条例第 7 0 号）第 1 3 条の規定により，平成 2 4 年度における宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画に関する教育委員会の所掌に係る政策・施策及び事業について，別紙のとおり政策評価・施策評価を決定する。

平成 2 5 年 8 月 9 日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

【教育関連】

政策6「子どもを生き育てやすい環境づくり」 評価担当：保健福祉部
 施策14「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成」 評価担当：教育庁

政策7「将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり」 評価担当：教育庁
 施策15「豊かな学力向上と希望する進路の実現」 評価担当：教育庁
 施策16「豊かな心と健やかな体の育成」 評価担当：教育庁
 施策17「児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり」 評価担当：教育庁

政策8「生涯現役で安心して暮らせる社会の構築」 評価担当：保健福祉部
 施策23「生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興」 評価担当：教育庁

施策評価

政策	施策	施策名 (評価担当課室)	最終評価 (前年度評価)	施策の評価	
6	保健福祉部担当	14	家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成 (生涯学習課)	やや遅れている (概ね順調)	<p>評価の理由 (①目標指標等, ②県民意識, ③社会経済情勢, ④事業の成果等)</p> <p>【①目標指標等】 ・「朝食を欠食する児童の割合」については、達成率が17.6%であることから、達成度を「C」と評価した。当該指標の実績値は抽出調査である『全国学力・学習状況調査』に基づくものであり、当該調査は毎年調査対象校及び調査対象地域が異なることから、欠食率の改善の方向性については、経年の変化を見定める必要があると考えているが、本県は全国値を上回る欠食率の低さであり、初期値からの改善も図られている。 ・「学校と地域が協働した教育活動(学社融合事業)に取り組む小・中学校の割合」については、震災後の地域の復興に向け、より一層地域と協働して取り組む学校が増えたことから、達成率が99.2%となり、達成度を「B」と評価した。 ・以上のとおり、本施策の目標指標の状況は達成度「B」が1つ、達成度「C」が1つとなっている。</p> <p>【③社会経済情勢】 ・社会の多様化や生活環境の夜型化などにより、子どもたちの生活習慣の乱れが、学習への意欲や体力、気力の低下等につながり、子どもの健全な育成を阻害する要因となっている。また、核家族化の進展や地域コミュニティの希薄化などは、家庭や地域の教育力の低下につながっている。 ・震災による環境の変化で、子どもを育てる環境が大きく損なわれているため、家庭・地域・学校が相互に連携し、地域全体で子どもを育てる体制の整備を図ることが急務である。</p> <p>【④事業の成果等】 ・官・民と連携し子どもの基本的な生活習慣の定着に向けた運動などを展開するなど、一定の成果が出ており、概ね順調に推移している。 ・地域で子どもを育てる体制や志教育を推進する事業についても一定の成果が出ており、概ね順調に推移している。 ・しかし、指標の「朝食を欠食する児童の割合」については、目標値を下回っている。 ・以上により、施策の目的である「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成」は、「やや遅れている」と判断する。</p>
					<p>施策を推進する上での課題と対応方針</p> <p>【課題】 ・子どもの生活習慣の改善を図るためには、個々の家庭の問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として地域と一丸となった取組が必要であるほか、子どもと身近に接する親自身の生活習慣や意識を高める必要がある。 ・協働教育の効果をさらに広げていくために、未実施市町への働きかけが必要となる。</p> <p>【対応方針】 ・子どもたちの望ましい生活リズムの確立に賛同する組織、団体、企業等を会員とする「みやぎ子ども力アップ推進会議」を通じて「早寝・早起き・朝ご飯」といった子どもたちの望ましい基本的な生活習慣の定着に向け、一層の普及啓発を図っていく。 ・あわせて、生活習慣の改善と関連し、学校における子どもの肥満対策として、県内の7教育事務所に地域の健康課題に応じた学校保健支援チームを設置し、研修会等を行い、肥満対策等の健康課題に取り組む。また、今後は関連する体力・運動能力の向上や食育の施策を含め、保健福祉部局と連携し、より良い対策を研究していく。 ・さらに、地域で活動する子育てリーダーを育成するとともに、親同士の交流を図りながら子育てに必要な知識やスキルを学ぶ機会を提供し、より充実した家庭教育支援を行う。 ・協働教育プラットフォーム事業に取り組むことで、地域全体で子どもを育てる環境が整えられ、地域力の向上が図られることから、未実施市町の訪問や研修会・会議を通じ、事業の趣旨とその有効性を説明する。</p>
7	教育庁担当	15	着実な学力向上と希望する進路の実現 (高校教育課)	概ね順調 (概ね順調)	<p>評価の理由 (①目標指標等, ②県民意識, ③社会経済情勢, ④事業の成果等)</p> <p>【①目標指標等】 ・一つ目の指標「児童生徒の家庭等での学習時間」は、小学校では達成度「A」となっているもの、中学校では達成度「B」、高等学校では達成度「C」となっている。 ・二つ目の指標「「授業が分かる」と答える児童生徒の割合」は、小・中・高等学校ともに達成度は「B」となっている。 ・三つ目の指標「全国平均正答率のいかい離」は、小学校では達成度「B」となっているもの、中学校では達成度「A」となっている。 ・四つ目の指標「大学等への現役進学達成率」と五つ目の指標「新規高卒者の就職決定率」は、ともに達成度「A」となっている。 ・六つ目の指標「体験活動やインターンシップ等の参加人数」は、小学校が達成度「A」となったものの、学校やインターンシップ受入事業所が被災し、目標が達成しにくい社会経済情勢であったことから中学校・高等学校は達成度「B」となっている。 ・以上のとおり、本施策の目標指標の状況は、達成度「A」が5つ、達成度「B」が7つ、達成度「C」が1つとなっている。</p> <p>【③社会経済情勢】 ・震災の体験を踏まえながら自らが社会で果たすべき役割を自覚し、学ぶことの意義を再認識させる取組が求められている。 ・震災からの復興を実現するためには未来を担う人材の育成が必要であり、特に沿岸部の地域産業再生のためには、専門人材の育成が急務である。 ・新学習指導要領の実施により、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、それらを活用して思考力・判断力・表現力等の育成を図り、学習意欲の向上や学習習慣の確立を目指しながら「確かな学力」を育成することが一層重要となっている。 ・「いじめ」への対応や「体罰」など、教員の指導力や教育委員会制度への疑問が呈される中で、「確かな学力向上」を図るためには、教員の指導力の向上と指導体制の充実が求められている。</p> <p>【④事業の成果等】 ・児童生徒が、自らが社会で果たすべき役割を小・中・高等学校の各発達段階に応じて主体的に考えさせ、より良い生き方を目指し、その実現に向けて意欲的に物事に取り組む姿勢を育む「志教育」については、推進指定地区における普及・啓発のほか、児童生徒が先人の生き方や考え方に学びながら学ぶ「みやぎの先人集・未来への架け橋」を作成し、県内各学校及び教育機関へ配布するなどにより、「志教育」を着実に推進することができた。 ・学力向上については、「市町村教育委員会パワーアップ事業」により市町村独自の学力向上の取組を支援することができたほか、県内外の大学生等が被災地の児童生徒の学習支援を行う「学び支援コーディネーター等配置事業」により児童生徒の学習習慣の形成を図ることができた。 ・進路達成については、高等学校におけるキャリアアドバイザーの配置等により、進路指導体制の充実が図られ、就職内定率を向上させることができた。 ・その他の事業についても、それぞれ「概ね効率的」又は「効率的」に実施され、「成果があった」「ある程度成果があった」との分析がなされている。 ・以上のことから、目標指標の状況や事業の成果等を勘案し、本施策の評価は「概ね順調」と判断する。</p>
					<p>施策を推進する上での課題と対応方針</p> <p>【課題】 ・復興を支え、将来の宮城を担う人材を育成するためには、小・中・高等学校の全時期において、社会における自己の果たすべき役割を主体的に考えながら、より良い生き方を主体的に探求するよう促す「志教育」の一層の推進が必要である。 ・着実な学力の定着を図るためには、小中学校段階では主体的な学習習慣と確かな学力の定着を図り、高校での学習にスムーズにつなげていく必要があるほか、高校段階では生徒の実態を踏まえながら、授業の改善による学力向上を図っていく必要がある。また、学校種に応じた教員の指導力の向上が求められている。 ・小学校へ入学する時期までに、子どもたちが豊かな心や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度などを身に付けることが求められている。 ・新学習指導要領の実施に対応し、基礎的・基本的知識の定着と思考・判断・表現といった活用・応用力を高める取組が求められている。 ・震災等の影響により社会経済情勢が大きく変化する中であっても、大学等への進学や就職等、生徒が希望する進路を達成することができるよう支援していく必要がある。</p> <p>【対応方針】 ・志教育の更なる推進を図るため、推進指定地区における志教育の一層の普及啓発に取り組む。また、学校だけでなく、家庭や地域への「志教育」の在り方や意義の啓発をはじめ、ボランティア活動や職場体験等、地域や家庭と連携した取組の充実を図る。 ・みやぎ学力状況調査や全国学力・学習状況調査の調査結果を分析し、指導に役立てる工夫・改善を行い、小・中・高等学校の各段階においてより一層の学習習慣の定着と学力向上を目指す。また、指導主事訪問を通じて教員の指導力向上や授業改善を図るほか、教育研修の充実を図っていく。 ・「学ぶ土台づくり」推進計画に掲げる「親子間の愛着形成」「基本的な生活習慣」「豊かな体験」の目標に即した事業を実施し、幼児教育の充実に向けた一層の普及啓発に取り組む。 ・新学習指導要領の重点事項である、英語教育・理数教育の充実を図るとともに、医師や地域のものづくり産業の担い手を志す生徒等の支援事業を展開する。 ・進学達成率の向上を図るため、拠点校における生徒の学習意欲や教員の指導力の向上を支援するなど、生徒の学習習慣の形成や進路指導体制の確立に向けた事業を充実させる。また、就職決定率の向上を図るため、NPOや企業等と連携した進路探索ワークショップやインターンシップの開催、県立高校へのキャリアアドバイザーの配置など、望ましい職業観や勤労観を養うための事業を充実させる。</p>

政策	施策	施策名 (評価担当課室)	最終評価 (前年度評価)	施策の評価	
16		豊かな心と健やかな体の育成 (義務教育課)	やや遅れている (やや遅れている)	<p>評価の理由 ①目標指標等, ②県民意識, ③社会経済情勢, ④事業の成果等)</p> <p>【①目標指標等】 <ul style="list-style-type: none"> ・一目的の指標「不登校児童生徒の在籍者比率」について、小学校と高等学校では前回よりも増加し、達成度は「C」に区分される。また、中学校では、前回よりも0.1ポイント減少したが達成度は「C」に区分される。 ・二目的の指標「不登校児童生徒の再登校率(小・中)」は、前回より2.1ポイント増加し、達成率は90.4%、達成度は「B」に区分される。 ・三目的の指標「児童生徒の体力・運動能力」は、前回よりも8.3ポイント増加したものの、達成率は60.6%、達成度は「C」に区分される。 ・以上のとおり、本施策の目標指標の状況としては、達成度「B」が1つ、達成度「C」が4つとなっている。 ・不登校児童生徒の在籍者比率については、小学校では緩やかに高くなる傾向にあるものの、不登校児童数では横ばいとなっている。また、中学校では、不登校児童生徒の在籍者比率、生徒数とも減少傾向にある。高等学校においては、ここ10年程度緩やかな減少傾向にあったが、ここ2～3年間は増加傾向にある。さらに、不登校児童生徒の再登校率については、長期的な推移を見れば、小・中学校とも増加傾向にある。 </p> <p>【③社会経済情勢】 <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災による影響で、特に沿岸部の地域においては学校や家庭における生活環境が激変し、精神的なストレスを抱える児童生徒が多くなっている。また、地域の農林水産業も大きな被害を受けたことから、学校での自然体験等の実施が困難になっている。 ・いじめにより児童生徒が自ら命を絶つといった事象が発生するなど、いじめをはじめとした児童生徒の問題行動が全国的な社会問題となっている。 ・社会環境や生活様式の変化などにより、全国的に子どもの体力・運動能力の低下が問題視されている。特に本県においては東日本大震災による影響で、学校のグラウンド等が使用ができなくなっているほか、生活環境が激変したことによる基本的な生活習慣の乱れなどにより、体力・運動能力の一面の低下が懸念されている。 </p>	<p>【②県民意識】 <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年県民意識調査において、本施策と類似した心のケアなどの取組を含む震災復興の政策6・施策1の調査結果を参照すると、高重視群の割合は84.3%、満足群の割合は44.2%と県民の関心は高いものの満足度は低い状況となっていることから、今後、事業の一面の推進が必要である。 </p> <p>【④事業の成果等】 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、登校支援ネットワーク事業における訪問指導員を活用することにより、震災等により心に傷を受けた児童生徒への心のケアや不登校児童生徒等の環境改善に向けた支援を行い、それぞれ成果を上げている。 ・担任等が、積極的に家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのったり、電話や迎えなどの働きかけをしたりする取組を継続的に行うことにより、再登校を促すなどの成果を出している。 ・また、児童生徒の体力・運動能力の向上のため、教職員を対象にした講習会や研修会を実施し、効果的な運動事例の紹介や意識啓発を図るなど、一定の成果が見られた。 ・以上のとおり、各事業においては一定の成果が見られたものの、本施策における目標指標の達成や県民満足度の向上につながっていない状況にあることから、本施策の全体の成果としては「やや遅れている」と判断する。 </p>
				<p>施策を推進する上での課題と対応方針</p> <p>【課題】 <ul style="list-style-type: none"> ・阪神淡路大震災の前例では、教育的配慮を必要とする児童生徒が震災後3年を経過した年に最大になったことが示されているため、被災した児童生徒等への長期的・継続的な心のケアが必要である。 ・いじめ問題や不登校等の諸問題へ対応するため、家庭や地域、外部専門家等の関係機関と連携を図りながら、きめ細かな相談体制の確立と問題の早期発見・早期対応に取り組む必要がある。 ・東日本大震災による影響により、自然体験活動を実施する学校が減少しており、実施校の拡大に向けた推進が必要である。 ・子どもたちの体力・運動能力の向上を図るため、効果的な運動プログラムの普及や教職員の指導力の強化が必要であるほか、運動だけでなく規則正しい生活習慣や食生活の定着についても指導していく必要がある。 </p> <p>【対応方針】 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒へのきめ細やかな心のケアに取り組むため、各学校へのスクールカウンセラーの派遣等を継続するとともに、児童生徒の心の変化をいち早く把握し、迅速に組織的な対応ができるよう、家庭やスクールカウンセラー、専門医等の関係機関と緊密な連携を図っていく。 ・問題行動等の諸問題を抱える学校への教員の加配や退職教員・警察官OBなどを配置するなど、校内指導体制の充実を図るとともに、学校だけでなく児童生徒の家庭等に働きかけ、関係機関と連携しながら環境の改善を行うスクールソーシャルワーカーの活用や教育相談体制の充実を図る。 ・指導主事学校訪問の際に、体験活動の意義や在り方について継続的な指導・助言を行うほか、各教育事務所の担当指導主事を集めた会議での意見交換等を通して、体験活動の一面の啓発・推進を図る。 ・制限された運動環境の中でも効果的に運動できる事例集の作成や教職員を対象とした講習会等の充実を図るほか、児童生徒や保護者に対して、運動や健康維持の重要性や基本的な生活習慣の大切さを啓発し、体力・運動能力の向上に向けた意識の高揚を図る。 </p>	
7	教育庁担当	児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり (高校教育課)	概ね順調 (概ね順調)	<p>評価の理由 ①目標指標等, ②県民意識, ③社会経済情勢, ④事業の成果等)</p> <p>【①目標指標等】 <ul style="list-style-type: none"> ・一目的の指標「外部評価を実施する学校の割合」は、小学校・中学校・高等学校ともに達成率は100%を超え、達成度「A」に区分される。 ・二目的の指標「学校外の教育資源を活用している高校の割合」は、達成率は75.6%、達成度は「C」に区分されるものの、前回よりも改善が見られた。 ・三目的の指標「特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合」は、目標を若干下回ったものの、達成率は95.9%、達成度は「B」に区分される。 ・以上のとおり、本施策の目標指標等の状況は、達成度「A」が3つ、達成度「B」が1つ、達成度「C」が1つとなっている。 </p> <p>【③社会経済情勢】 <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化、産業構造の変化、児童・生徒の多様化、新学習指導要領の実施など、教育を取り巻く環境が大きく変化している。また、高等学校については、全県一学区制、新入試制度への移行、新県立高校将来構想第2次実施計画の公表等の改革が進められている。 ・東日本大震災は教育分野にも大きな被害をもたらしたが、今回の震災を踏まえ、学校の防災機能・防災拠点機能の強化、単なる復旧にとどまらない長期的な視野に立った魅力ある学校づくりが求められている。 ・平成19年4月1日付け文部科学省通知「特別支援教育の推進について(通知)」により、校種を問わず特別支援教育を推進することになり、そのことを踏まえた対応が求められている。 ・学校評価については、自己評価の実施と公表、評価結果の設置者への報告が義務付けられるとともに、学校関係者評価の実施と公表が努力義務化されており、学校改善に向けた学校評価の一面の活用が求められている。 </p>	<p>【②県民意識】 <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年県民意識調査における本施策に対する県民の高重視群の割合は73.2%、満足群の割合は43.2%であった。 ・平成24年県民意識調査における「教育環境の確保」に対する県民の高満足群の割合は24.8%、低満足群の割合は45.5%であった。 ・震災からの復興を実現するためには、次代を担う人材の育成が急務であり、児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくりに対する期待は高まっているが、その一方で、本施策に対する県民の満足度は決して高いとはいえない状態である。 </p> <p>【④事業の成果等】 <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校については、きめ細やかな教育活動の充実を図るため、小学校1年生に加え、小学校2年生、中学校1年生における35人超学級の解消を行った。 ・高等学校については、みぎやらしい特色ある教育の推進や魅力ある学校づくりを支援する事業を展開し、高等学校入学者選抜の改善を図るとともに、「新県立高校将来構想」の第2次実施計画を策定・公表した。 ・特別支援教育については、障害のある児童生徒が通常の学級に在籍して学習したり、居住地の生徒と交流したりするシステムの支援体制整備等がなされるとともに、特別支援学校の狭域化解消のための取組が成果を上げた。 ・教員の資質向上については、教員採用選考方法の改善による優秀な教員の確保、研修の充実などが図られた。 ・復旧については、震災により被害を受けた県立学校の施設・設備の復旧がなされ、市町村立学校、私立学校の校舎復旧の支援を行うとともに、被災した県立高校が校舎施設等で実習を行うためのバス運行等の事業を展開するなど、各事業ともそれぞれ「効果的」あるいは「概ね効果的」に実施され、所期の成果を上げている。 ・以上のことから、目標指標の状況や各事業の成果等を総合的に勘案し、本施策の評価は「概ね順調」と判断した。 </p>
				<p>施策を推進する上での課題と対応方針</p> <p>【課題】 <ul style="list-style-type: none"> ・教育を取り巻く環境の変化や、県立高等学校における各種改革を進める中で、児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくりが求められている。 ・「志教育」の考え方にに基づき、生徒の望ましい職業観や勤労観を育み、進路選択の積極性を醸成させるため、インターンシップなどの学校外の教育資源を活用した取組の一面の推進が必要である。 ・特別支援教育については、児童・生徒一人ひとりの特性に応じた指導の充実を目指し、特別支援教育に対する理解の促進を図る必要がある。 ・「志教育」の考え方にに基づき、地域から信頼される学校づくりを進めるため、学校経営の改善をより実効性のあるもの高めることが求められている。 ・教員の資質向上については、実践的指導力と人間性を重視した教員採用方法の改善や教員の資質向上のための取組が必要である。 ・教職員の多忙化の解消と教育の質の保証を図るため、ICTを活用したシステムの導入が求められる。 ・震災で被災した校舎の復旧を完遂するとともに、宮城農業高校、気仙沼向洋高校の再建に向けた取組を着実に実施する必要がある。 </p> <p>【対応方針】 <ul style="list-style-type: none"> ・時代や地域の要請に応える魅力ある学校づくりを推進するため、各学校への支援事業を継続的に展開するとともに、新入試制度の周知、(仮称)産総産業高校の開校準備、防災、観光、食品に係る新学科学科の設置準備を進める。 ・各学校に対して「志教育」の理解促進に向けた更なる周知を図るとともに、適切な進路指導を進めるため、インターンシップ等実施の際の企業や関係行政機関との連携を積極的に進め、受入企業等の確保を図る。 ・特別支援教育については、仙台地区支援学校、東部地区支援学校、東部地区支援学校、東部地区支援学校の増築に係る工事を着実に実施し、狭域化の解消を図るとともに、特別支援学校の児童生徒と小・中学校の児童生徒等との交流・共同学習機会の更なる創出を図る。 ・各学校に対して「志教育」の理解促進に向けた更なる周知を図るとともに、地域から信頼される学校づくりを進めるため、学校評価研修会の内容を充実させ、学校評価の結果を学校経営の改善や魅力ある学校づくりの実現に結びつけるほか、評価結果の積極的な情報発信に努め、学校経営の透明性の確保を図る。 ・教員の資質向上を図るため、教員採用選考方法の改善や優秀な人材確保に努めるとともに、経験段階や職能に応じた研修、特定の課題に対応した研修等を計画的に実施する。 ・教職員の多忙化解消のため、美田園高校での教務システム構築を全県に拡大するとともに小・中・高で活用できる汎用性の高い校務運営システムの構築を進める。 ・被災校舎の復旧については、宮城農業高校、気仙沼向洋高校の用地確保、校地造成設計及び校舎基本設計を計画的に進める。 </p>	

政策	施策	施策名 (評価担当課室)	最終評価 (前年度評価)	施策の評価			
8 保健 福祉 担当	23	生涯学習社会の 確立とスポーツ・ 文化芸術の振興 (生涯学習課)	やや 遅れている (やや遅れて いる)	<p>評価の理由 ①目標指標等, ②県民意識, ③社会経済情勢, ④事業の成果等)</p> <p>【①目標指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「公立図書館等における県民一人当たりの図書資料貸出数」については、東日本大震災の影響により、多くの図書館等が被災し休館を余儀なくされたことから、達成率が74.3%となり、達成度を「C」と評価した。 「総合型地域スポーツクラブの設置数及び市町村における育成率」については、「設置数」がクラブ増加し、41クラブとなり達成率が117.1%で達成度が「A」、 「育成率」は5市町で設置され35市町村中21市町となり、達成率が29.9%で達成度を「C」と評価した。 「みやぎ県民文化創造の祭典参加者数」については、概ね計画通り実施できたことから、達成率が100.3%となり、達成度を「A」と評価した。 以上のとおり、本施策の目標指標の状況としては、達成度「A」が2つ、達成度「C」が2つとなっている。 <p>【②県民意識】</p> <ul style="list-style-type: none"> 類似する取組である震災復興の政策6施策3「生涯学習・文化・スポーツ活動の充実」の調査結果を参照すると、高重視群57.8%、満足群が34.5%と低く、満足度の「わからない」は45.5%と比較的高い値である。また平成23年県民意識調査においても、それぞれ52.2%、35.0%、44.0%と同様な傾向が見られる。 施策「生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興」については、県民にあまり認知されていないと考えられる。 <p>【③社会経済情勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災からの復興に向けて、地域におけるまちづくりや生涯学習活動を推進する人材の育成が求められている。 震災後の心のよりどころとして、多様な学習機会の提供や文化芸術・スポーツに頼りしめる環境整備が求められている。 震災後、地域コミュニティが喪失または希薄化しており、被災者が孤立しやすい環境にあることや、震災によるストレス障害や生活環境の変化等により、被災者のメンタルヘルスが悪化している。 <p>【④事業の成果等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習社会の環境づくりに向けた芸術文化・スポーツ振興事業については、一定の成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 また、社会教育施設の復旧など災害復旧関連事業についても、一定の成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 宮城県図書館では、被災した市町村図書館や公民館図書室へ復旧・復興に向け、被災により失われた郷土資料の整備を行うなど、被災地の読書環境の回復を支援している。 平成24年度からみやぎ県立大学において、地域コミュニティ再生に向け活躍できる人材の育成を目的に、「地域力向上講座」を開催した。 しかし、目標指標である「図書貸出冊数」や「地域型スポーツクラブの育成率」については、目標値を下回っている。 以上より、施策の目的である「生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興」は「やや遅れている」と判断する。 			
				<p>施策を推進する上での課題と対応方針</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災により、生涯学習を取り巻く環境が変化したことから、早急に学習環境の整備を図る必要がある。 震災の影響により、沿岸部だけでなく内陸部においても、仮設住宅入居者を含めた地域住民同士のコミュニケーションなどの重要性など地域力の向上が求められている。 総合型スポーツクラブを育成するために、行政や地域諸団体と連携し、地域住民がスポーツの必要性を認識する必要がある。 震災後の精神的な支えや地域コミュニティの再生の手段として、引き続き文化芸術の振興等による心の復興を推進していくことが必要である。 <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立図書館として、県内の公立図書館等を巡回訪問するなど必要な支援を把握・実施するとともに、被災図書館の早期復旧を支援することにより、県民の学習環境の充実を図る。また、図書活動をしている団体等と連携しワークショップを開催するなど、本を通じた心のケアを行う。さらに、宮城県図書館情報ネットワークシステムを活用し、被災地を含めいつでもどこでもサービスが受けられる体制の充実を図る。加えて、震災の記憶の風化防止や今後の防災・減災に生かすために、震災資料のデジタルアーカイブを構築する。 みやぎ県立大学等の各種講座などをとおして、生涯学習活動の支援者や地域を担う次代の担い手を育成するとともに、学習機会の提供や文化芸術の振興に努める。 みやぎ広域スポーツセンターに専任指導員を配置し、未設置市町村のクラブ設立に向けた助言や研修会等を実施し、支援していく。 引き続き、県民の心の復興に向け、学校や公共施設等にアーティストを派遣するなど、より多くの児童生徒や地域住民が身近に芸術文化に触れあえる機会を提供していく。 			
				<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災により、生涯学習を取り巻く環境が変化したことから、早急に学習環境の整備を図る必要がある。 震災の影響により、沿岸部だけでなく内陸部においても、仮設住宅入居者を含めた地域住民同士のコミュニケーションなどの重要性など地域力の向上が求められている。 総合型スポーツクラブを育成するために、行政や地域諸団体と連携し、地域住民がスポーツの必要性を認識する必要がある。 震災後の精神的な支えや地域コミュニティの再生の手段として、引き続き文化芸術の振興等による心の復興を推進していくことが必要である。 <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立図書館として、県内の公立図書館等を巡回訪問するなど必要な支援を把握・実施するとともに、被災図書館の早期復旧を支援することにより、県民の学習環境の充実を図る。また、図書活動をしている団体等と連携しワークショップを開催するなど、本を通じた心のケアを行う。さらに、宮城県図書館情報ネットワークシステムを活用し、被災地を含めいつでもどこでもサービスが受けられる体制の充実を図る。加えて、震災の記憶の風化防止や今後の防災・減災に生かすために、震災資料のデジタルアーカイブを構築する。 みやぎ県立大学等の各種講座などをとおして、生涯学習活動の支援者や地域を担う次代の担い手を育成するとともに、学習機会の提供や文化芸術の振興に努める。 みやぎ広域スポーツセンターに専任指導員を配置し、未設置市町村のクラブ設立に向けた助言や研修会等を実施し、支援していく。 引き続き、県民の心の復興に向け、学校や公共施設等にアーティストを派遣するなど、より多くの児童生徒や地域住民が身近に芸術文化に触れあえる機会を提供していく。 			

政策評価

構成施策：施策15・16・17

政策	政策名 (評価担当課室)	評価 (前年度評価)	政策の評価		
7 教育 庁 担当	将来の宮城を担う子 どもの教育環境づく り (教育企画室)	概ね順調 (概ね順調)	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 「将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり」に向けて、3つの施策に取り組んだ。 施策15については、体験活動やインターンシップに関する目標指標において、学校や受入事業所が被災するなどの社会経済情勢も影響し、中・高等学校では目標に達しなかった。一方、小・中学生の学習習慣や学力に関する目標指標が目指すべき方向に概ね推移しているほか、新規高卒者の就職決定率の目標指標においても震災復興の後押しもあり、前回よりも大幅な改善が見られた。また、社会との関わりの中で、自らの果たすべき役割を児童生徒に主体的に考えさせる「志教育」の着実な推進が図られたなど、各事業においてそれぞれ一定の成果が出ていることなどから、「概ね順調」と評価した。 施策16については、スクールカウンセラー等の配置や教育相談事業をはじめ、不登校児童生徒の再登校を促す取組など、各事業においては一定の成果が出ているものの、目標指標に掲げる不登校児童生徒の在籍率が小・中・高等学校ともに目標値に達していないほか、児童生徒の体力・運動能力においても、目標値の達成には至っていない状況にある。また、年度内再登校率における長期的な推移は増加傾向にあるものの、不登校児童生徒数は横ばい傾向を示していることから、今後も本施策の一層の推進が必要であると判断し、「やや遅れている」と評価した。 施策17については、震災で被災した教育施設の復旧などの必要な学習環境の整備が進んだほか、少人数学級による指導や特別支援教育など、児童生徒の実情に応じた指導が行われ、各事業とも一定の成果が見られた。また、目標指標においても、外部評価の実施率が小・中・高ともに良好な数値を示しているほか、その他の目標指標も前回からの改善が見られたことから、「概ね順調」と評価した。 以上のとおり、施策16を「やや遅れている」と評価したが、施策15、17を「概ね順調」と評価しており、政策全体としては「概ね順調」と評価する。 <p>政策を推進する上での課題と対応方針</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策15では、東日本大震災による影響で、児童生徒をとりまく様々な環境が変化したことから、児童生徒の学力の低下や進学・就職状況の悪化が懸念されており、確かな学力の定着とともに、社会を生き抜くために必要な能力や態度を育てていくことが求められている。 施策16では、被災した児童生徒の心の問題やいじめをはじめとする児童生徒の問題行動等が社会問題となっていることから、スクールカウンセラー等による継続的な心のケアのほか、問題行動等に対する相談体制や指導体制の確立を図る必要がある。また、震災により校庭に仮設住宅が建設されるなど、児童生徒の外遊びや運動する場所が減少していることから、児童生徒の体力・運動能力の向上が求められる。 施策17では、少子高齢化、高度情報化、国際化等の進展、東日本大震災の発生等、社会が大きく変化する中で、時代や地域、児童生徒の多様なニーズに対応した授業展開や学校づくりが求められている。あわせて、本県における学校教育は、「志教育」の理念に基づき実施するものであることを各学校に理解させるとともに、理念を踏まえた取組の一層の推進が求められている。 <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策15については、生涯にわたる人間形成の基礎となる幼児教育における「学ぶ土台づくり」の一層の推進を図るとともに、小学校から高校までの発達段階に応じて、自らの生き方への主体的な探求を促す「志教育」を強力に推進していく。 施策16については、国や他県、関係団体からの支援を受けながらスクールカウンセラー等の配置を継続するほか、家庭や地域、外部専門家等の関係機関と連携し、精神的な悩みを抱える児童生徒等への教育相談体制や問題行動の早期発見・早期解決を図るための校内指導体制の強化に取り組む。また、児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、効果的な運動プログラムの周知や教職員等の指導力の強化、児童生徒や保護者への普及啓発を推進する。 施策17については、本県教育行政の柱となる「志教育」について、様々な機会を捉えて各学校へ周知し、その理解浸透を図るとともに、志教育の理念の共有・実践を促す。また、能力ある学校づくりを推進するため、県立高校における防災・観光・食品に係る新学科の設置や総合産業高校の開校に向けた準備を進めるとともに、学校を支える教職員の指導力・資質の向上を図る。さらに、開かれた学校づくりを推進するため、学校評価の充実を図るとともに、特別支援学校における狭域化解消に向けた新設工事の着実な実施、障害のある児童生徒一人ひとりのきめ細かな指導・支援を行う。 		
			<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災により、生涯学習を取り巻く環境が変化したことから、早急に学習環境の整備を図る必要がある。 震災の影響により、沿岸部だけでなく内陸部においても、仮設住宅入居者を含めた地域住民同士のコミュニケーションなどの重要性など地域力の向上が求められている。 総合型スポーツクラブを育成するために、行政や地域諸団体と連携し、地域住民がスポーツの必要性を認識する必要がある。 震災後の精神的な支えや地域コミュニティの再生の手段として、引き続き文化芸術の振興等による心の復興を推進していくことが必要である。 <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立図書館として、県内の公立図書館等を巡回訪問するなど必要な支援を把握・実施するとともに、被災図書館の早期復旧を支援することにより、県民の学習環境の充実を図る。また、図書活動をしている団体等と連携しワークショップを開催するなど、本を通じた心のケアを行う。さらに、宮城県図書館情報ネットワークシステムを活用し、被災地を含めいつでもどこでもサービスが受けられる体制の充実を図る。加えて、震災の記憶の風化防止や今後の防災・減災に生かすために、震災資料のデジタルアーカイブを構築する。 みやぎ県立大学等の各種講座などをとおして、生涯学習活動の支援者や地域を担う次代の担い手を育成するとともに、学習機会の提供や文化芸術の振興に努める。 みやぎ広域スポーツセンターに専任指導員を配置し、未設置市町村のクラブ設立に向けた助言や研修会等を実施し、支援していく。 引き続き、県民の心の復興に向け、学校や公共施設等にアーティストを派遣するなど、より多くの児童生徒や地域住民が身近に芸術文化に触れあえる機会を提供していく。 		
			<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災により、生涯学習を取り巻く環境が変化したことから、早急に学習環境の整備を図る必要がある。 震災の影響により、沿岸部だけでなく内陸部においても、仮設住宅入居者を含めた地域住民同士のコミュニケーションなどの重要性など地域力の向上が求められている。 総合型スポーツクラブを育成するために、行政や地域諸団体と連携し、地域住民がスポーツの必要性を認識する必要がある。 震災後の精神的な支えや地域コミュニティの再生の手段として、引き続き文化芸術の振興等による心の復興を推進していくことが必要である。 <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立図書館として、県内の公立図書館等を巡回訪問するなど必要な支援を把握・実施するとともに、被災図書館の早期復旧を支援することにより、県民の学習環境の充実を図る。また、図書活動をしている団体等と連携しワークショップを開催するなど、本を通じた心のケアを行う。さらに、宮城県図書館情報ネットワークシステムを活用し、被災地を含めいつでもどこでもサービスが受けられる体制の充実を図る。加えて、震災の記憶の風化防止や今後の防災・減災に生かすために、震災資料のデジタルアーカイブを構築する。 みやぎ県立大学等の各種講座などをとおして、生涯学習活動の支援者や地域を担う次代の担い手を育成するとともに、学習機会の提供や文化芸術の振興に努める。 みやぎ広域スポーツセンターに専任指導員を配置し、未設置市町村のクラブ設立に向けた助言や研修会等を実施し、支援していく。 引き続き、県民の心の復興に向け、学校や公共施設等にアーティストを派遣するなど、より多くの児童生徒や地域住民が身近に芸術文化に触れあえる機会を提供していく。 		

宮城県震災復興計画

施策評価

【教育関連】
 政策6「安心して学べる教育環境の確保」 評価担当：教育庁
 施策1「安全・安心な学校教育の確保」 評価担当：教育庁 / 施策2「家庭・地域の教育力の再構築」 評価担当：教育庁 / 施策3「生涯学習・文化・スポーツ活動の充実」 評価担当：教育庁

政策	施策	施策名 (評価担当課室)	最終評価 (前年度評価)	施策の評価
6	教育担当	1 安全・安心な学校教育の確保 (高校教育課)	概ね順調 (概ね順調)	<p>評価の理由 ①目標指標等, ②県民意識, ③社会経済情勢, ④事業の成果等)</p> <p>【①目標指標等】 ・一目的の指標「災害復旧工事が完了した県立学校数」は、達成率100%、達成度「A」に区分され、全体の進捗は9割に達している。 ・二目的の指標「スクールカウンセラーの配置率」は、前年度の数値を維持し達成率100%、達成度「A」に区分される。 ・三目的の指標「防災に関する校内職員研修の実施率」は、達成率84.1%、達成度「B」に区分される。 ・以上のとおり、本施策の目標指標等の状況は、達成度「A」が2つ、達成度「B」が1つとなっている。</p> <p>【②県民意識】 ・本施策に対する県民の高関心群の割合は82.5%、高重視群の割合は84.3%、高認知群の割合は60.7%、満足群の割合は44.2%である。 ・県民は、本施策に対して高い関心を持ち、重視しているが、本施策の進捗状況に対する認識は決して高いとはいえず、満足度が十分とはいえない状況である。</p> <p>【③社会経済情勢】 ・平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、津波被害のあった沿岸部を中心に、本県は人的にも物的にも戦後最大規模の甚大な被害を受けた。 ・震災からの復旧・復興を果たし、富県宮城の実現を図るためには、復興の担い手となる次世代の育成が不可欠であり、そのための教育環境の復旧・整備や就学支援、震災後の心のケア、教育内容の充実等が急務である。</p> <p>【④事業の成果等】 ・「①学校施設の復旧・再建」では、県立学校の校舎については平成24年度内に91.2%の学校で工事が完了しているほか、設備については被災した8校中6校の復旧が完了している。また、津波により部活動用品が被災した7校に被災用品の購入助成を行うとともに、全ての県立高校へ帰宅困難者用用品の整備を完了した。 なお、市町村立学校の復旧については、平成24年度末時点で65.8%の復旧率となっている(被害の軽微なものを除く)。 ・「②被災児童生徒等の就学支援」では、被災し、経済的理由から就学が困難となった幼児・児童・生徒に就学支援及び奨学資金援助を継続して行っている。 ・「③児童生徒等の心のケア」では、文部科学省、他県の教育委員会、全国臨床心理士会等の協力を得て、スクールカウンセラーを継続して配置し、通常配置に加え、被災地域の学校への緊急派遣を強化した。また、文部科学省から、小・中・県立学校へ合わせて241人の定数追加措置を受け、児童生徒の指導や心のケアを充実することができた。さらに、生徒指導支援員が配置された学校においては、問題行動の件数が減少するなど、改善の方向に向かっている。 ・「④防災教育の充実」では、震災の教訓を踏まえて学校の防災機能を高めるため、全公立学校に防災教育・防災対策の要となる防災主任を配置するとともに、平成24年10月に「みやぎ学校安全基本指針」を策定し、各学校への周知を行い、教員等に対する防災意識の高揚を図ることができた。 ・「⑤「志教育」の推進」では、平成25年3月に先人の生き方や考え方を取りまとめた「みやぎの先人集・未来への架け橋」を作成し、県内各学校及び教育機関に配布するなどにより、志教育の推進が図られた。</p> <p>・以上のことから、それぞれの事業において一定の成果が出ており、目標指標の状況も目標の達成に向けて着実に推移していることなどから、本施策の評価は、「概ね順調」と判断する。</p>
				<p>施策を推進する上での課題と対応方針</p> <p>【課題】 ・校舎が被災した学校については、他校への間借りが継続していたり、仮設校舎対応となっている学校があるなど、施設設備の復旧や再建に向けた取組が急務である。 ・市町村が実施主体である公立小中学校の災害復旧工事は、特に、津波被害など大きな被害のあった市町村のマンパワー不足が課題である。</p> <p>・被災により家計が急変し、その後の生活再建の見通しが立たない家庭もまだ多数ある。 ・被災3年目となり、震災後の人間関係や生活環境の変化が定着した中で不適応や問題行動の増加も懸念され、心のケアが課題である。 ・児童生徒の災害対応能力を高める教育を推進するとともに、学校の防災機能・防災拠点機能を高める必要がある。 ・地域産業の復興を進めるためにも人材の育成が急務である。</p> <p>【対応方針】 ・「対応方針」 ・「移転/再建の必要な学校施設については用地取得を速やかに行うなど学校施設設備の復旧・再建を計画通り進め、児童生徒が安心して学べる教育環境を整える。」 ・市町村と情報共有を図りながら、県職員が当該市町村へ向向き、災害復旧に係る補助申請業務を継続的にサポートするなど、業務支援を引き続き行っていく。 ・被災した児童生徒が安心して学べるよう、園児・児童・生徒・学生のそれぞれを対象として必要な就学支援の事業を継続して実施する。 ・児童生徒の心のケアを長期的・継続的に行うため、国や他県、関係団体からの支援を受けながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の必要な要員を継続して配置する。 ・防災教育・安全教育を推進するため、各学校において防災主任を中心として危機管理マニュアルの見直し、「みやぎ学校安全基本指針」を基に教員の防災意識のより一層の高揚を図る。 ・震災からの復興を支える人づくりのため、小・中・高等学校を通して「志教育」や学力向上関係の諸事業を推進するほか、特に高校においては、進路達成・就職支援、産業人材育成等の取組を強化する。</p>
2	家庭・地域の教育力の再構築 (生涯学習課)	やや遅れている (概ね順調)	<p>評価の理由 ①目標指標等, ②県民意識, ③社会経済情勢, ④事業の成果等)</p> <p>【①目標指標等】 ・「家庭教育に関する講座への参加延べ人数」については、家庭教育支援チームを積極的に活用し、家庭教育講座等を開催したことにより、達成率が163.3%となり、達成度を「A」と評価した。 ・「地域と連携して学校安全計画を策定した学校の割合」については、新任防災主任研修会等を実施し、213校(637校)で学校安全計画を策定することができたが、達成率は33.4%と低い状況にあり、達成度を「C」と評価した。 ・以上のとおり、本施策の状況は、達成度「A」が1つ、達成度「C」が1つとなっている。</p> <p>【③社会経済情勢】 ・東日本大震災後、子どもを育てる環境が大きく変わり、子どもを育てる仕組みづくりを積極的に推進し、子どもを育てる体制の整備を図ることが急務である。 ・少子化や核家族化の進行や都市化の影響により、親として学び、育つための学習機会も少なくなっており、親が家庭教育の担い手としての役割を十分に果たせない状況にある。</p> <p>【④事業の成果等】 ・「①地域全体で子どもを育てる体制の整備」では、協働教育推進総合事業などで一定の成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 ・「②地域と連携した学校安全の確保」では、学校安全を図る事業などで一定の成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 ・しかし、指標の「地域と連携して学校安全計画を策定した学校の割合」が、目標値を下回っていることから、更なる取組が必要である。 ・以上により、施策の目的である「家庭・地域の教育力の再構築」は「やや遅れている」と判断する。</p>	
			<p>施策を推進する上での課題と対応方針</p> <p>【課題】 ・市町村によって、研修会を受講した子育てサポーターをうまく活用できないなど、連携が図られていないところがある。 ・学校安全計画の地域連携には、地域人材を活用した防災教室等の実施があるが、地域によって取組の差が見られ、学校においても試行錯誤の状況である。</p> <p>【対応方針】 ・市町村担当者やサポーターの意識の共有化を図るために合同研修会を実施し、連携を十分に図りながら積極的に取り組む体制をつくる。 ・学校への防災主任や防災担当主幹教諭の配置を継続し、家庭や地域、自治体の防災担当部局との連携強化を図りながら防災教育の更なる推進を図っていく。また、学校と地域が連携した防災教育の推進及び防災体制の整備が図られるよう、関係機関による地域連携に向けた会議を設けずるとともに、地域と連携している実践例を学校に紹介するなど、学校への働きかけを行っていく。具体的には、部局横断的な地域連携に向けて、「みやぎ学校安全基本計画」に基づく防災教育の推進にあたっての課題や方策等について協議・検討するとともに、学校と地域の連携した取組を円滑に実施するための「みやぎ防災教育推進ネットワーク会議」を立ち上げる。さらに、県内すべての児童生徒等が災害に対応する力を高め、防災意識の内面化を図ることができるよう、「みやぎ防災教育副読本」を作成する。</p>	

政策	施策	施策名 (評価担当課室)	最終評価 (前年度評価)	施策の評価
6 教育 庁 担 当	3	生涯学習・文化・ スポーツ活動の 充実 (生涯学習課)	概ね順調 (やや遅れて いる)	<p>評価の理由 (①目標指標等, ②県民意識, ③社会経済情勢, ④事業の成果等)</p> <p>【①目標指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害復旧工事が完了した県立社会教育施設・社会体育施設数」については、津波被害を受けた3施設を除く12施設について復旧が完了していることから、達成率が92.3%となり、達成度は「B」と評価した。 「被災文化財(国・県指定)の修理・修復事業補助件数」については、着実に事業が進んでいることから、達成率が100%となり、達成度は「A」と評価した。 以上のとおり、本施策の目標指標の状況は、達成度「A」が1つ、達成度「B」が1つとなっている。 <p>【②県民意識】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査結果から、高重視群が57.8%、満足群が34.5%と低く、満足度の「わからない」は45.5%と比較の高い値である。 満足群・不満群の割合による区分は「Ⅱ」に該当する。沿岸部と内陸部の割合の差はほとんどなく、不満群の割合は20.1%と24施策中最も低い。 施策「生涯学習・文化・スポーツ活動の充実」については、県民にあまり認知されていないこともあり、県整体的に不満の度合いは小さい。 <p>【③社会経済情勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災で被害を受けた社会教育・体育施設の復旧を急ぎ、住民主体による地域づくりや生涯学習活動を推進する人材の育成が求められている。 東日本大震災を後世に伝えるため、震災に関する資料収集などの取組が求められている。 震災後の精神的な支えとして、さらには地域コミュニティ復活の核として文化遺産の果たす役割が期待されている。 <p>【④事業の成果等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「①社会教育・社会体育施設の復旧と生涯学習活動の推進」では、各施設の復旧とともに生涯学習活動も一定の成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 「②被災文化財の修理・修復と地域文化の振興」では、被災の少ない文化財から順次修理・修復が完成しており、また、地域の文化振興事業についても一定の成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 以上より、施策の目的である「生涯学習・文化・スポーツ活動の充実」は「概ね順調」に推移していると判断する。
				<p>施策を推進する上での課題と対応方針</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波で被災した松島自然の家については、施設再建候補地が決定したものの、今後用地買収などの課題が残っている。 被災文化財は、有形文化財、無形文化財、名勝、記念物に及びほか、種類や件数、被災状況が多種多様に及び、修理・修復費用が多額になる。そのため未着手・継続中の文化財が存在する。 <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文科部科学省・地元市町村や関係者等と調整し、施設の再建に向け計画的に進めていく。 平成24年度は自治体負担分について特別交付税措置がされており、修理・修復の大きな支えとなった。本年度も特別交付税の交付を継続して要望していく。また個人所有の文化財について、所有者負担が多額であるため修理・修復が進んでいないものには、震災復興基金の活用を進める。

政策評価

構成施策：施策1・2・3

政策	政策名 (評価担当課室)	最終評価 (前年度評価)	政策の評価
6 教育 庁 担 当	安心して学べる教育 環境の確保 (教育企画室)	概ね順調 (概ね順調)	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策6「安心して学べる教育環境の確保」に向けて、3つの施策に取り組んだ。 施策1については、被災した児童生徒等への心のケアや就学支援をはじめ、「志教育」を通じた復興を支える人材の育成、「みやぎ学校安全基本指針」の策定による防災教育に対する機運の醸成など、各事業において一定の成果が見られた。また、県立学校施設の復旧工事が全体の9割、公立小中学校施設の復旧工事が6割まで進んだほか、防災に関する校内職員研修が8割の学校で実施されたことから「概ね順調」と評価した。 施策2については、家庭教育に関する講座への積極的な参加が見られ、子育てをサポートする人材等の育成が図られたほか、学校・家庭・地域が連携する協働教育や、防災や交通安全などの学校安全に関する事業においても、それぞれ一定の成果が見られた。しかし、地域と連携した学校安全計画の策定の進捗が約3割と低調なことから、本施策の一層の推進が必要であり「やや遅れている」と評価した。 施策3については、県民への多様な学習機会の提供や震災を後世に伝える取組などをはじめ、総合型地域スポーツクラブへの支援、被災した博物館等における資料の修復等、それぞれの事業において一定の成果が見られた。また、被災した県立社会教育施設・社会体育施設の復旧工事が全体の8割まで進んだほか、被災文化財の修理・修復が所期の目的を達したことなどから、「概ね順調」と評価した。 以上のことから、施策2を「やや遅れている」と評価したが、施策1、3は「概ね順調」と評価しており、政策全体としては「概ね順調」と評価する。
			<p>政策を推進する上での課題と対応方針</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策1では、震災により被害を受けた公立小中学校の早期復旧に向けた業務支援をはじめ、県立高校の復旧・再建、児童生徒の心のケア・就学支援の継続的な支援が必要である。また、震災の教訓を生かし、児童生徒の災害対応能力の向上を図るとともに、復興を支える人材を育成する必要がある。 施策2では、家庭教育に関する研修等により育成した子育てサポーター等について、その活用がうまく図られていない市町村があるほか、防災教育においても、地域によって学校と地域の連携が図れていないところがある。 施策3では、県民への生涯学習機会の提供と地域文化の振興を図るため、津波で被災した松島自然の家をはじめとした県立社会教育施設の早期の復旧・再建、被災文化財の修理・修復等の着実な実施が必要である。 <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策1については、震災により被害を受けた公立小中学校の災害復旧の補助申請業務をサポートするなど、市町村と連携しながら継続した業務支援を行うとともに、震災による津波で甚大な被害を受けた県立学校2校(農業高校・気仙沼向洋高校)の新校舎での再建を、計画に沿って着実に実施していくとともに、長期的・継続的な心のケア・就学支援に努める。また、防災教育や志教育に関する取組を促進させ、宮城の復興を支える人材の育成を図っていく。 施策2については、家庭教育を一層推進するため、研修会等を通じて地域の人材と人材を必要とする市町村のマッチングを支援する。また、学校と地域の連携体制による防災教育の推進を図るため、取組の課題や方策等について部局横断的に協議・検討する「みやぎの防災教育推進ネットワーク会議」を立ち上げるほか、県内すべての児童生徒の災害対応能力を高め、防災意識の内面化を図るため、「防災教育副読本」を作成する。 施策3については、松島自然の家の再建に向けた用地買収等、県立社会教育施設の復旧・再建を、国・市町村・関係者等との調整を図りながら計画的に実施していく。また、被災文化財の修理・修復には多額の費用が掛かるため、国に必要な財政支援を求めていくとともに、所蔵する市町村や法人・個人等に対して適切な指導を行っていく。

第2号議案

宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況について、別冊のとおり宮城県教育振興基本計画の点検及び評価に関する報告書を作成し、議会に報告する。

平成25年8月9日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

第4号議案

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について

校長及び教員の採用手続に関する規則(昭和31年宮城県教育委員会規則第9号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年8月9日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

(参考)

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正の概要について

1 改正理由

平成25年度末の定年退職者から、公的年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、「国家公務員の雇用と年金の接続について（平成25年3月26日閣議決定）」の趣旨を踏まえ、年金一部支給開始年齢に達するまでの間、職員が再任用を希望する場合、原則として再任用を行う、「雇用と年金の接続を確実に図るための再任用制度」を導入するに当たり、職員の適切な人事配置に資するため、様式の一部を改正するもの。

2 改正の内容

(1)「再任用採用願書（様式第8号）」の改正

①「免許状」欄の改正

保有する免許状の数によっては記載欄が不足するため、記載欄の数を増やすもの。

②「希望勤務形態」欄の改正

雇用と年金の接続を図るための再任用制度の導入に当たり、適切な人事配置を行うため、職員の希望をより適確に把握できるよう、所要の改正を行うもの。

③「記入上の注意事項」（4）の削除

養護教諭の再任用については、これまで常勤の勤務形態のみを想定していたが、他の教育職員との均衡を図る観点から、希望勤務形態について「常勤以外は選択できない」旨の注意事項の記載を削除するもの。

④「記入上の注意事項」（7）及び裏面の「小論文（作文）」様式の削除

「小論文（作文）」については、再任用の選考に当たり、選考資料として必要となる場合に求めることとすることから、関係部分を削除するもの。

3 施行年月日

平成25年8月30日

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則
校長及び教員の採用手続に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第九号）の一部を次のよ
うに改正する。

様式第八号を次のように改める。

様式第8号

再任用採用願書

提出年月日	年 月 日	退職(予定)年月日	年 月 日
所属・職名			
氏名	印	性別	生年月日(年齢)
職員番号		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	(年 月 日 生 歳)
現住所	(〒)	電話番号	
退職後の住所	(〒)	電話番号	
再任用希望の校種	<input type="checkbox"/> 市町村立小中学校 <input type="checkbox"/> 県立学校		
免許状	免許状の種類・教科又は領域		有効期間の満了の日又は修了確認期限
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
所有資格等			
勤務年数	小学校 年 月	中学校 年 月	高等学校 年 月 特別支援学校 年 月
希望勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤(週38時間45分勤務)を希望する <input type="checkbox"/> 短時間勤務を希望する(希望がかなわない場合には常勤を希望する) <input type="checkbox"/> 週23時間15分勤務希望 <input type="checkbox"/> 週15時間30分勤務希望 <input type="checkbox"/> どちらでもよい <input type="checkbox"/> 短時間勤務を希望する(希望がかなわない場合には再任用を希望しない) <input type="checkbox"/> 週23時間15分勤務希望 <input type="checkbox"/> 週15時間30分勤務希望 <input type="checkbox"/> どちらでもよい <input type="checkbox"/> 常勤, 短時間勤務のどちらでもよい		
希望勤務地	市町村立小中学校	<input type="checkbox"/> 大河原教育管内 <input type="checkbox"/> 仙台教育管内 <input type="checkbox"/> 北部教育管内大崎地区 <input type="checkbox"/> 北部教育管内栗原地区 <input type="checkbox"/> 東部教育管内登米地区 <input type="checkbox"/> 東部教育管内石巻地区 <input type="checkbox"/> 南三陸教育管内	
	県立学校	<input type="checkbox"/> 東部北地区 <input type="checkbox"/> 東部南地区 <input type="checkbox"/> 北部北地区 <input type="checkbox"/> 北部南地区 <input type="checkbox"/> 中部地区 <input type="checkbox"/> 南部地区	
その他特記事項			

【記入上の注意事項】

- (1) 「年齢」欄は、再任用職員として勤務を希望する年度の4月1日現在における年齢を記入すること。
- (2) 「退職後の住所」欄は、退職後の住所が現住所と異なる場合のみ記入すること。
- (3) 「再任用希望の校種」欄は、「市町村立小中学校」又は「県立学校」のいずれかを選択すること。
- (4) 「希望勤務地」欄は、市町村立小中学校希望者は「市町村立小中学校」欄の、県立学校希望者は「県立学校」欄の勤務地の中からそれぞれ選択すること(複数選択することが望ましい。)
- (5) 「その他特記事項」欄は、特に配慮を希望する事項等を記入すること。

この規則は、平成二十五年八月三十日から施行する。

校長及び教員の採用手続に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第九号） 新旧対照表

改正後

第一条～第五条（略）
様式第1号～様式第7号（略）

様式第8号

再任用採用願書

提出年月日	年 月 日	退職(予定)年月日	年 月 日
所属・職名			
氏名	印	性別	生年月日(年齢)
職員番号		□男 □女	(年 月 日 生 歳)
現住所(〒)			電話番号
退職後の住所(〒)			電話番号
再任用希望の校種	<input type="checkbox"/> 市町村立小中学校 <input type="checkbox"/> 県立学校		
免許状	免許状の種類・教科又は領域	有効期間の満了の日又は修了確認期限	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
所有資格等			
勤務年数	小学校 年 月	中学校 年 月	高等学校 年 月 特別支援学校 年 月
希望勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤(週38時間45分勤務)を希望する <input type="checkbox"/> 短時間勤務を希望する(希望がかなわない場合には常勤を希望する) <input type="checkbox"/> 週23時間15分勤務希望 <input type="checkbox"/> 週15時間30分勤務希望 <input type="checkbox"/> どちらでもよい <input type="checkbox"/> 短時間勤務を希望する(希望がかなわない場合には再任用を希望しない) <input type="checkbox"/> 週23時間15分勤務希望 <input type="checkbox"/> 週15時間30分勤務希望 <input type="checkbox"/> どちらでもよい <input type="checkbox"/> 常勤、短時間勤務のどちらでもよい		
希望勤務地	<input type="checkbox"/> 市町村立小中学校 <input type="checkbox"/> 大河原教育管内 <input type="checkbox"/> 仙台教育管内 <input type="checkbox"/> 北部教育管内大崎地区 <input type="checkbox"/> 北部教育管内栗原地区 <input type="checkbox"/> 東部教育管内登米地区 <input type="checkbox"/> 東部教育管内石巻地区 <input type="checkbox"/> 南三陸教育管内 <input type="checkbox"/> 県立学校 <input type="checkbox"/> 東部北地区 <input type="checkbox"/> 東部南地区 <input type="checkbox"/> 北部北地区 <input type="checkbox"/> 北部南地区 <input type="checkbox"/> 中部地区 <input type="checkbox"/> 南部地区		
その他特記事項			

【記入上の注意事項】

- 「年齢」欄は、再任用職員として勤務を希望する年度の4月1日現在における年齢を記入すること。
- 「退職後の住所」欄は、退職後の住所が現住所と異なる場合のみ記入すること。
- 「再任用希望の校種」欄は、「市町村立小中学校」又は「県立学校」のいずれかを選択すること。
- 「希望勤務地」欄は、市町村立小中学校希望者は「市町村立小中学校」欄の、県立学校希望者は「県立学校」欄の勤務地の中からそれぞれ選択すること(複数選択することが望ましい)。
- 「その他特記事項」欄は、特に配慮を希望する事項等を記入すること。

改正前

第一条～第五条（略）
様式第1号～様式第7号（略）

様式第8号

再任用採用願書

提出年月日	年 月 日	退職(予定)年月日	年 月 日
所属・職名			
氏名	印	性別	生年月日(年齢)
職員番号		□男 □女	(年 月 日 生 歳)
現住所(〒)			電話番号
退職後の住所(〒)			電話番号
再任用希望の校種	<input type="checkbox"/> 市町村立小中学校 <input type="checkbox"/> 県立学校		
免許状	免許状の種類・教科又は領域	有効期間の満了の日又は修了確認期限	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
所有資格等			
勤務年数	小学校 年 月	中学校 年 月	高等学校 年 月 特別支援学校 年 月
希望勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤(週38時間45分勤務)を希望する <input type="checkbox"/> 短時間勤務(週23時間15分勤務)を希望する <input type="checkbox"/> 短時間勤務(週15時間30分勤務)を希望する <input type="checkbox"/> 常勤、短時間勤務のどちらでもよい		
希望勤務地	<input type="checkbox"/> 市町村立小中学校 <input type="checkbox"/> 大河原教育管内 <input type="checkbox"/> 仙台教育管内 <input type="checkbox"/> 北部教育管内大崎地区 <input type="checkbox"/> 北部教育管内栗原地区 <input type="checkbox"/> 東部教育管内登米地区 <input type="checkbox"/> 東部教育管内石巻地区 <input type="checkbox"/> 南三陸教育管内 <input type="checkbox"/> 県立学校 <input type="checkbox"/> 東部北地区 <input type="checkbox"/> 東部南地区 <input type="checkbox"/> 北部北地区 <input type="checkbox"/> 北部南地区 <input type="checkbox"/> 中部地区 <input type="checkbox"/> 南部地区		
その他特記事項			

【記入上の注意事項】

- 「年齢」欄は、再任用職員として勤務を希望する年度の4月1日現在における年齢を記入すること。
- 「退職後の住所」欄は、退職後の住所が現住所と異なる場合のみ記入すること。
- 「再任用希望の校種」欄は、「市町村立小中学校」又は「県立学校」のいずれかを選択すること。
- 「希望勤務形態」欄は、養護教諭については「常勤(週38時間45分勤務)を希望する」以外は選択できないことに留意すること。
- 「希望勤務地」欄は、市町村立小中学校希望者は「市町村立小中学校」欄の、県立学校希望者は「県立学校」欄の勤務地の中からそれぞれ選択すること(複数選択することが望ましい)。
- 「その他特記事項」欄は、特に配慮を希望する事項等を記入すること。
- 裏面は、別途指定する題目についての小論文(作文)を記載すること。

様式の一部改正

備考

削除

改
正
後

(裏面)

小論文(作文)

所 属 ・ 職 名	
氏 名	
職 員 番 号	

題 名	
-----	--

100	
200	
300	
400	

改
正
前

様式裏面の削除

備
考

平成 2 5 年 度
学校基本調査速報（概要）

- 平成 2 5 年 5 月 1 日現在 -

宮 城 県

目 次

1	学校（園）数，学級数，在学者数及び教員数	・・・ 1
2	1学級あたりの児童・生徒数	・・・ 3
3	在学者の推移	・・・ 4
4	長期欠席者数	・・・ 5
5	卒業後の状況	・・・ 7

結果の概要

1 学校（園）数，学級数，在学者数及び教員数（表1）

- 学校数を前年度と比較すると，小学校が7校，中学校が3校，幼稚園が2校それぞれ増加し，小学校が26校，中学校が7校，幼稚園が10園，専修学校1校，各種学校1校それぞれ減少した。中等教育学校，高等学校，特別支援学校は同数である。
- 学級数を前年度と比較すると，小学校が95学級，中学校が9学級，中等教育学校が1学級，特別支援学校が6学級，幼稚園が4学級それぞれ減少し，増加はなかった。
- 在学者数を前年度と比較すると，特別支援学校が41人，幼稚園が202人，各種学校が129人それぞれ増加し，小学校が1,528人，中学校が44人，高等学校（全日制・定時制）が852人，中等教育学校が54人，専修学校が62人それぞれ減少した。
- 教員数を前年度と比較すると，特別支援学校が12人，幼稚園が67人，専修学校が7人，各種学校が10人それぞれ増加し，小学校が133人，高等学校（全日制・定時制）が19人，中等教育学校が5人それぞれ減少した。中学校は同数である。

表1 学校（園）数，学級数，在学者数及び教員数

（単位：校，学級，人）

区分	学校数			学級数			在学者数			教員数（本務者）		
	H25	H24	対前年度増減数	H25	H24	対前年度増減数	H25	H24	対前年度増減数	H25	H24	対前年度増減数
小学校	419	438	△19	5,200	5,295	△95	122,447	123,975	△1,528	7,984	8,117	△133
中学校	216	220	△4	2,378	2,387	△9	64,862	64,906	△44	4,921	4,921	0
高等学校	全日制	93	93	0	…	…	59,817	60,489	△672	4,321	4,334	△13
	うち定時制を併置	5	6	△1	…	…						
	うち通信制を併置	1	1	0	…	…						
	定時制	7	7	0	…	…	1,755	1,935	△180	288	294	△6
	通信制	1	1	0	…	…	(1,529)	(1,625)	(△96)	(36)	(31)	(△5)
中等教育学校	2	2	0	17	18	△1	1,053	1,107	△54	91	96	△5
特別支援学校	23	23	0	596	602	△6	2,474	2,433	41	1,445	1,433	12
幼稚園	282	290	△8	1,415	1,419	△4	33,272	33,070	202	2,394	2,327	67
専修学校	65	66	△1	…	…	…	17,619	17,681	△62	1,004	997	7
各種学校	22	23	△1	…	…	…	1,794	1,665	129	122	112	10
計	1,130	1,163	△33	9,606	9,721	△115	305,093	307,261	△2,168	22,570	22,631	△61

注1 …印は調査しない事項

注2 中等教育学校の学級数は，前期課程分のみ

注3 高等学校通信制の在学者数・教員数（独立・併置含む）については外数で，計には含めていない

表2 平成25年度新設・廃止校の状況

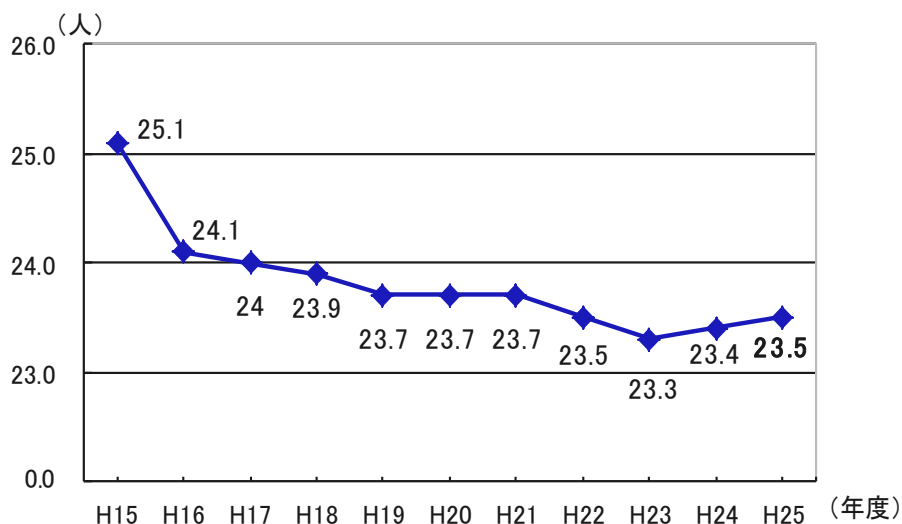
	〔新設〕		〔廃止〕	
小学校	仙台市立泉松陵小学校	仙台市立松陵小学校 仙台市立松陵西小学校	仙台市立泉松陵小学校(H25新設)へ統合	
	石巻市立北上小学校	石巻市立船越小学校	石巻市立雄勝小学校へ統合	
		石巻市立橋浦小学校 石巻市立相川小学校 石巻市立吉浜小学校	石巻市立北上小学校(H25新設)へ統合	
	栗原市立栗駒小学校	気仙沼市立浦島小学校	気仙沼市立鹿折小学校へ統合	
		登米市立森小学校	登米市立佐沼小学校へ統合	
	栗原市立一迫小学校	栗原市立岩ヶ崎小学校 栗原市立栗駒小学校 栗原市立鳥矢崎小学校	栗原市立栗駒小学校(H25新設)へ統合	
		栗原市立一迫小学校 栗原市立姫松小学校 栗原市立金田小学校 栗原市立長崎小学校	栗原市立一迫小学校(H25新設)へ統合	
		栗原市立若柳小学校 栗原市立大目小学校 栗原市立有賀小学校 栗原市立大岡小学校 栗原市立畑岡小学校	栗原市立若柳小学校(H25新設)へ統合	
	東松島市立鳴瀬桜華小学校	東松島市立小野小学校 東松島市立浜市小学校	東松島市立鳴瀬桜華小学校(H25新設)へ統合	
		山元町立中浜小学校	山元町立坂元小学校へ統合	
	女川町立女川小学校	女川町立女川第一小学校 女川町立女川第二小学校 女川町立女川第四小学校	女川町立女川小学校(H25新設)へ統合	
		中学校	石巻市立大川中学校	石巻市立河北中学校へ統合
			栗原市立栗駒中学校	栗原市立栗駒中学校(H25新設)へ統合
	東松島市立鳴瀬未来中学校		東松島市立鳴瀬未来中学校(H25新設)へ統合	
	女川町立女川中学校		女川町立女川中学校(H25新設)へ統合	
	学教中 校育等			
学高 校等				
幼稚園		登米市立森幼稚園	休園状態(園児数0)だったため、引き継ぎなし ※調査票は登米市教育委員会から提出	
	栗原市立一迫幼稚園	栗原市立金田幼稚園 栗原市立一迫幼稚園 栗原市立若柳幼稚園	栗原市立一迫幼稚園(H25新設)へ統合	
		栗原市立有賀幼稚園 栗原市立大岡幼稚園 栗原市立畑岡幼稚園	1年制の幼稚園のため、引き継ぎなし ※調査票は栗原市教育委員会から提出	
	美里町立こごた幼稚園	美里町立北浦幼稚園 美里町立小牛田幼稚園 美里町立中塚幼稚園	美里町立こごた幼稚園(H25新設)へ統合	
		学支特 校援別		
学専 校修		白百合服装専門学校	引き継ぎなし	
学各 校種		仙台市医師会附属看護学院	仙台市医師会看護学校へ統合	

2 1学級あたりの児童・生徒数（図1-1 図1-2）

【小学校】

○1学級あたりの児童数は23.5人で前年度より0.1人増加した。

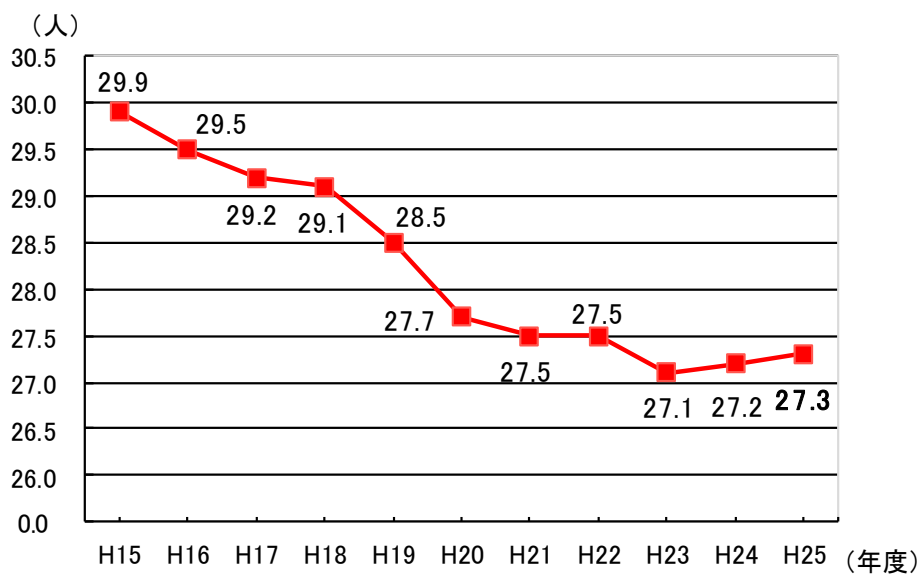
図1-1 1学級あたりの児童数



【中学校】

○1学級あたりの生徒数は27.3人で前年度より0.1人増加した。

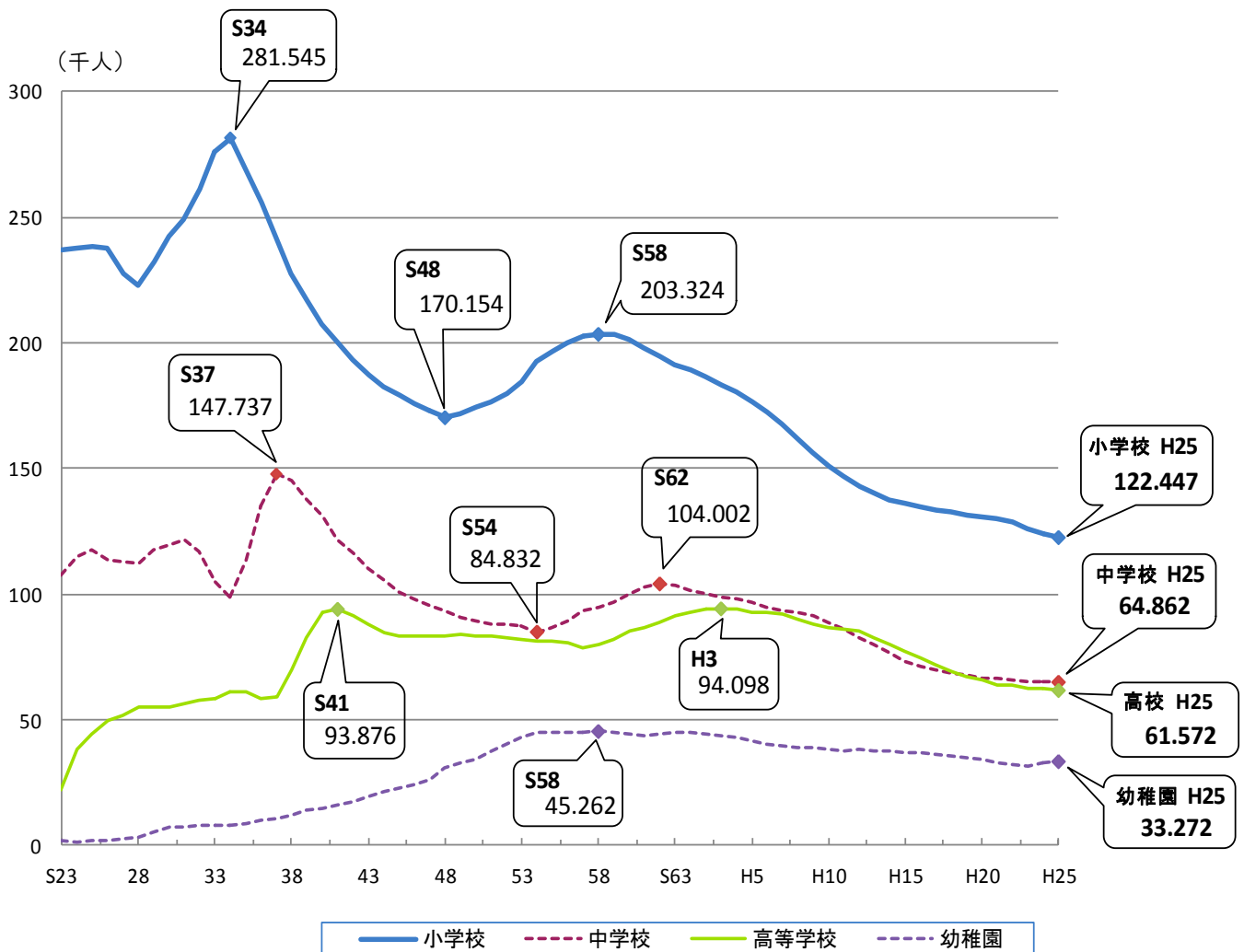
図1-2 1学級あたりの生徒数



3 在学者の推移（図2）

- 昭和23年度からの推移をみると、小学校児童数は昭和34年度の281,545人のピークから昭和48年度まで減少した後、昭和58年度まで増加傾向がみられた。その後昭和59年度から再び減少し、今年度の児童数122,447人は調査以来過去最低となっている。
- 中学生徒数は昭和37年度の147,737人のピークから昭和54年度まで減少した後、昭和62年度まで増加傾向がみられた。その後昭和63年度から再び減少し、今年度の生徒数64,862人は調査以来過去最低となっている。
- 高等学校生徒数は平成3年度の94,098人のピークから22年連続で減少している。
- 幼稚園児数は昭和58年度の45,262人のピークから昭和61年度まで減少した後、昭和63年度まで増加した。その後、平成12年度を除き平成23年度まで減少傾向が続いたが、今年度は33,272人と昨年度に続き増加している。

図2 学校種別在学者の推移（昭和23年度～平成25年度）



4 長期欠席者数（表3）

【小学校】（図3-1）

- 長期欠席者数（前年度間に30日以上欠席した人数）は1,144人で、前年度より88人増加した。
- 理由別内訳の構成比をみると、病気が最も多く46.5%（532人）、次いで不登校39.2%（449人）、その他14.2%（163人）となっている。
- 全児童数（平成24年度123,975人）からみると、長期欠席者は108.4人に1人（病気は233.0人に1人、不登校は276.1人に1人）の割合となっている。

【中学校（中等教育学校〔前期課程〕含む）】（図3-2）

- 長期欠席者数（前年度間に30日以上欠席した人数）は2,513人で、前年度より212人増加した。
- 理由別内訳の構成比をみると、不登校が最も多く80.3%（2,017人）、次いで病気15.2%（381人）、その他4.6%（115人）となっている。
- 全生徒数（平成24年度65,460人・中等教育学校〔前期課程〕含む）からみると、長期欠席者は26.0人に1人、（病気171.8人に1人、不登校は32.5人に1人）の割合となっている。

表3 理由別長期欠席者数

（単位：人、％）

	小学校						中学校(中等教育学校(前期課程)含む)					
	総数	欠席理由				全児童数に占める不登校者率	総数	欠席理由				全生徒数に占める不登校者率
		病気	経済的理由	不登校	その他			病気	経済的理由	不登校	その他	
平成15年度間	1,088	593	1	397	97	0.3	2,649	560	0	2,015	74	2.7
16年度間	1,004	518	0	397	89	0.3	2,474	403	1	2,015	55	2.8
17年度間	1,089	575	1	422	91	0.3	2,469	450	0	1,938	81	2.8
18年度間	1,089	622	2	417	48	0.3	2,554	397	1	2,097	59	3.1
19年度間	1,027	513	0	450	64	0.3	2,678	403	1	2,203	71	3.3
20年度間	925	399	0	439	87	0.3	2,553	343	0	2,123	87	3.2
21年度間	815	342	1	400	72	0.3	2,456	339	1	2,022	94	3.0
22年度間	897	372	0	417	108	0.3	2,403	309	0	1,991	103	3.0
23年度間	1,056	444	0	431	181	0.3	2,301	275	0	1,914	112	2.9
24年度間	1,144	532	0	449	163	0.4	2,513	381	0	2,017	115	3.1

注)平成20年度調査(平成19年度間)から、中等教育学校(前期課程)の理由別長期欠席者数も速報の公表対象とした。

図 3 - 1 小学校の理由別長期欠席者数（年度間 30 日以上）

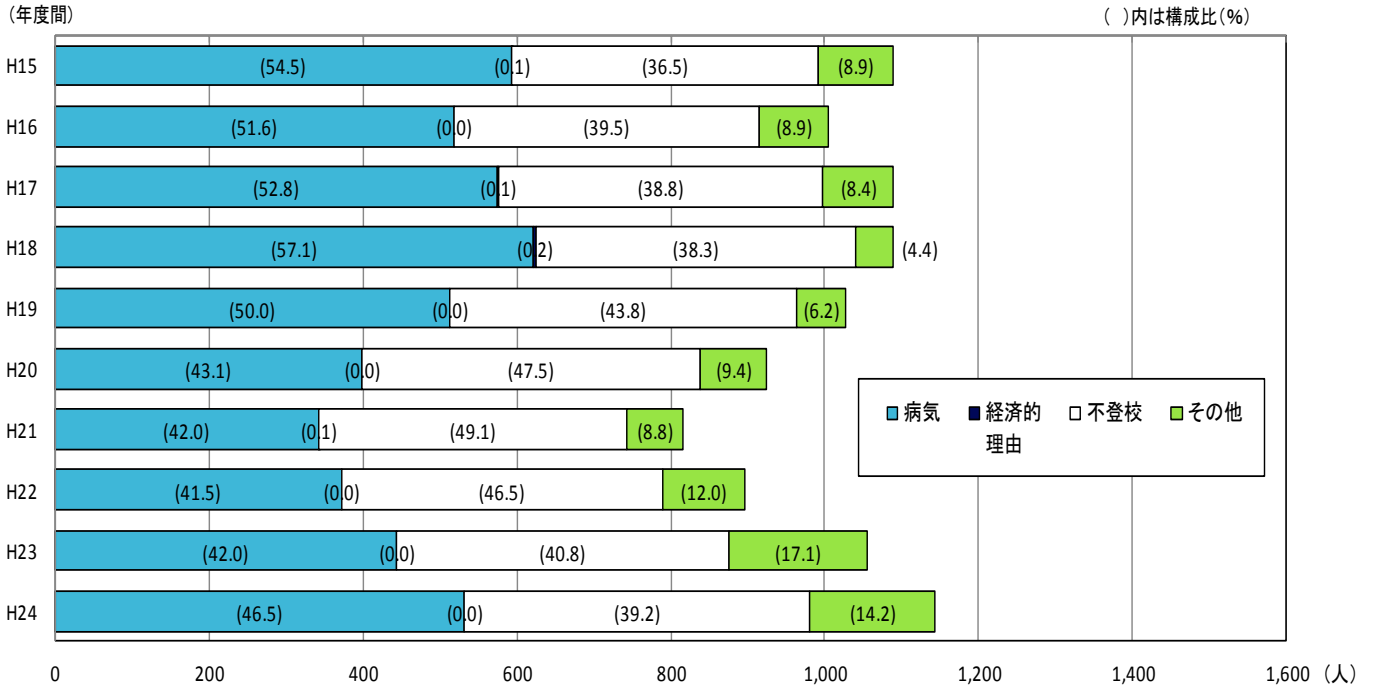
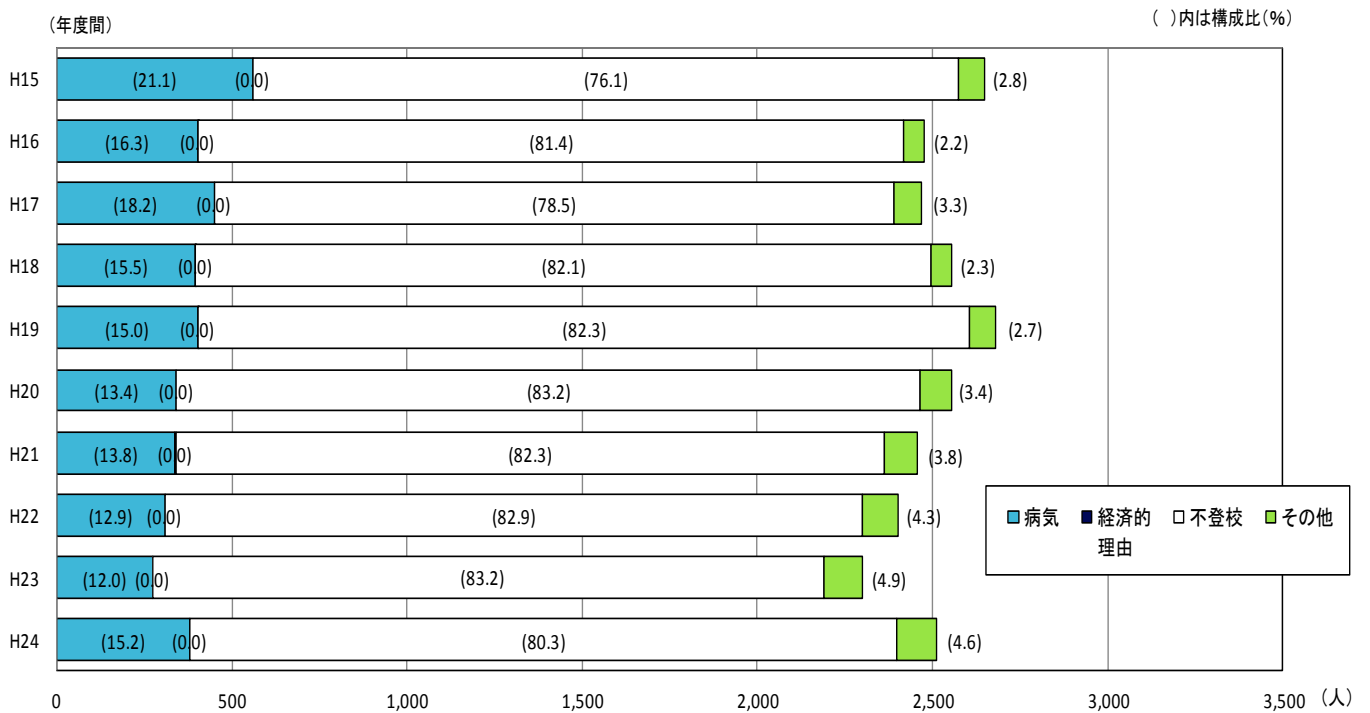


図 3 - 2 中学校（中等教育学校〔前期課程〕含む）の理由別長期欠席者数（年度間 30 日以上）



5 卒業後の状況

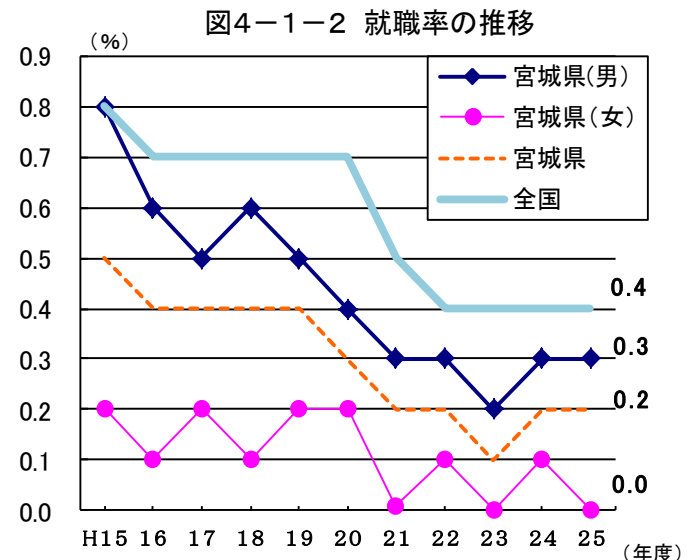
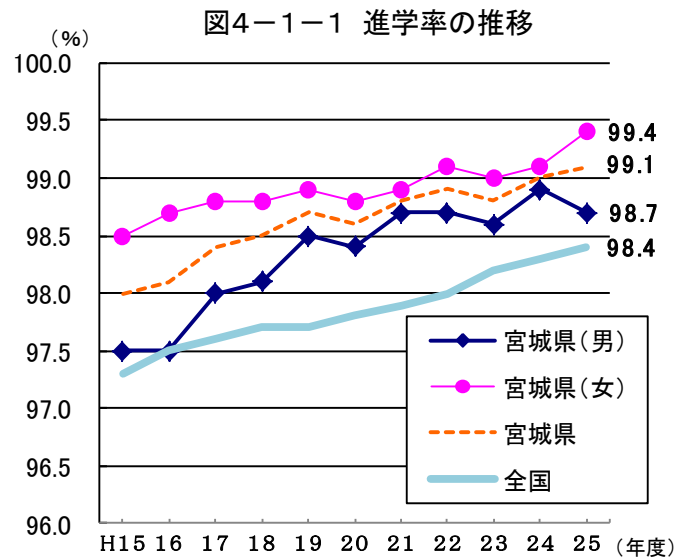
【中学校】（表4-1 図4-1-1 図4-1-2）

- 平成25年3月の卒業生総数は21,605人で、男子11,125人、女子10,480人となっている。
- 前年度と比較すると、総数で229人減少している。内訳としては、男子が22人、女子が207人ともに減少している。
- 高等学校等への進学者は21,401人で、前年度より214人減少している。
- 進学率は99.1%で、前年度より0.1ポイント上昇している。この進学率は過去最高である。全国平均(98.4%)と比較すると、0.7ポイント上回っている。
- 男女別にみると、男子が98.7%で前年度より0.2ポイント減少し、女子が99.4%で、前年度より0.3ポイント上昇している。
- 就職者総数は39人で、前年度より2人増加している。
- 就職率は0.2%で前年度と同数である。全国平均(0.4%)と比較すると、0.2ポイント下回っている。
- 男女別では、男子が0.3%で前年度と同数、女子が0.0%で前年度より0.1ポイント減少している。

表4-1 中学生の進学率及び就職率

(単位:%)

年度	進学率			就職率		
	計	男子	女子	計	男子	女子
平成						
15	98.0	97.5	98.5	0.5	0.8	0.2
16	98.1	97.5	98.7	0.4	0.6	0.1
17	98.4	98.0	98.8	0.4	0.5	0.2
18	98.5	98.1	98.8	0.4	0.6	0.1
19	98.7	98.5	98.9	0.4	0.5	0.2
20	98.6	98.4	98.8	0.3	0.4	0.2
21	98.8	98.7	98.9	0.2	0.3	0.0
22	98.9	98.7	99.1	0.2	0.3	0.1
23	98.8	98.6	99.0	0.1	0.2	0.0
24	99.0	98.9	99.1	0.2	0.3	0.1
25	99.1	98.7	99.4	0.2	0.3	0.0



【高等学校】（表4-2 図4-2-1 図4-2-2）

○卒業生総数は20,254人で、男子10,181人、女子10,073人となっている。前年度と比較すると、総数で475人増加している。内訳としては、男子が264人、女子が211人それぞれ増加している。

○大学等への進学者は9,718人で、前年度より559人（6.1%）増加している。

○進学率は48.0%で、前年度より1.7ポイント上昇している。全国平均（53.2%）と比較すると、5.2ポイント下回っている。

○男女別では、男子が46.6%で前年度より1.9ポイント、女子が49.3%で1.3ポイントともに上昇している。

○就職者総数は4,716人で、前年度より194人（4.3%）増加している。

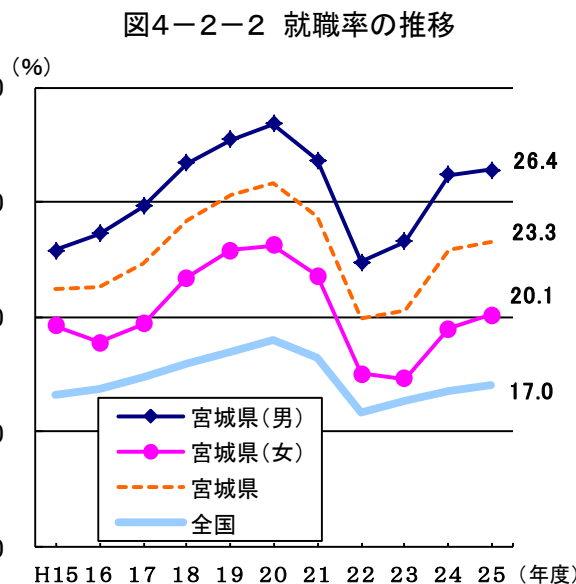
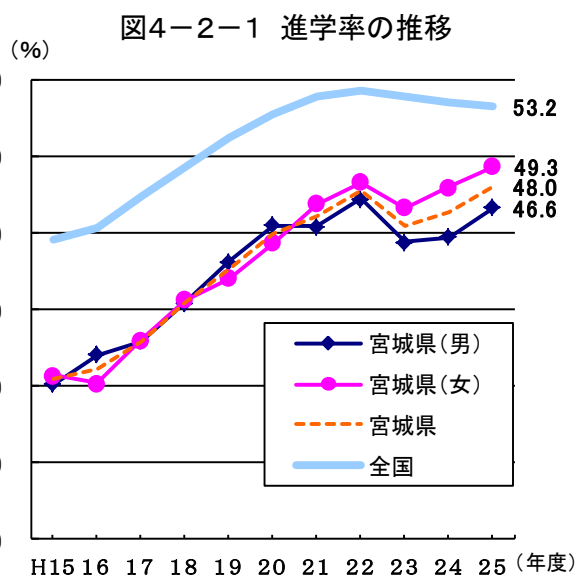
○就職率は23.3%で前年度より0.4ポイント上昇している。全国平均（17.0%）と比較すると、6.3ポイント上回っている。

男女別では、男子が26.4%で前年度より0.2ポイント、女子が20.1%で0.6ポイントともに上昇している。

表4-2 高校生の進学率及就職率

(単位:%)

年度	進学率			就職率		
	計	男子	女子	計	男子	女子
平成						
15	35.4	35.1	35.7	21.2	22.9	19.6
16	36.1	37.0	35.2	21.3	23.6	18.9
17	37.9	37.9	38.0	22.3	24.8	19.7
18	40.5	40.4	40.6	24.2	26.7	21.7
19	42.6	43.1	42.0	25.3	27.7	22.9
20	44.9	45.5	44.3	25.8	28.4	23.1
21	46.1	45.4	46.9	24.4	26.8	21.8
22	47.7	47.2	48.3	19.9	22.4	17.5
23	45.5	44.4	46.6	20.3	23.3	17.3
24	46.3	44.7	48.0	22.9	26.2	19.5
25	48.0	46.6	49.3	23.3	26.4	20.1



不登校児童生徒の現状について

1 平成24年度における本県小・中学校の不登校の現状

(1) 本県の不登校児童生徒数は、小学校が449人(前年度比18人の増加)、中学校が2,017人(前年度比103人の増加)である。

(2) 本県の不登校児童生徒の在籍者に占める割合(出現率)は、小学校が0.36%(前年度比0.02ポイントの増加)、中学校3.08%(前年度比0.16ポイントの増加)である。

■ 表1 不登校児童生徒数・出現率

【小学校】						【中学校】						【小学校+中学校】					
年 度	不登校児 童数(人)	出現率(%)			全国 順位	年 度	不登校生 徒数(人)	出現率(%)			全国 順位	年 度	不登校児童 生徒数(人)	出現率(%)			全国 順位
		県	国	全国比				県	国	全国比				県	国	全国比	
17	422	0.32	0.32	±0.00	19	17	1,938	2.77	2.75	+0.02	18	17	2,360	1.16	1.13	+0.03	17
18	417	0.31	0.33	-0.02	28	18	2,097	3.07	2.86	+0.21	12	18	2,514	1.25	1.18	+0.07	14
19	450	0.34	0.34	±0.00	20	19	2,203	3.24	2.91	+0.33	8	19	2,653	1.33	1.20	+0.13	12
20	439	0.34	0.32	+0.02	18	20	2,123	3.17	2.89	+0.28	7	20	2,562	1.30	1.18	+0.12	9
21	400	0.31	0.32	-0.01	23	21	2,022	3.02	2.77	+0.25	5	21	2,422	1.23	1.15	+0.08	12
22	417	0.32	0.32	±0.00	20	22	1,991	3.02	2.73	+0.29	9	22	2,408	1.24	1.13	+0.11	10
23	431	0.34	0.33	+0.01	17	23	1,914	2.92	2.64	+0.28	7	23	2,345	1.23	1.12	+0.11	10
24	449	0.36	0.31	+0.05	13	24	2,017	3.08	2.56	+0.52	1	24	2,466	1.30	1.09	+0.21	4

※不登校： 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあること。ただし、病気や経済的理由によるものを除く。

※不登校児童生徒： 不登校を理由とし年間30日間以上欠席した児童生徒である。

【参考】全国の小・中学校における不登校の現状

【平成25年度 学校基本調査速報】

- 全国の不登校児童生徒数は、小学校が21,175人(前年度比1,447人の減少)、中学校が91,262人(3,574人の減少)である。
- 全国の不登校児童生徒の在籍者に占める割合(出現率)は、小学校が0.31%(前年度比0.02ポイントの減少)、中学校が2.56%(前年度比0.08ポイントの減少)である。

	不登校児童生徒数			出現率		
	H23	H24	増減	H23	H24	増減
小学校	22,622人	21,175人	-1,447人	0.33	0.31	-0.02
中学校	94,836人	91,262人	-3,574人	2.64	2.56	-0.08

2 平成24年度の不登校対策

県教育委員会においては、阪神淡路大震災における発災後3年経過後に配慮を要する児童生徒数が最大値になるという前例を踏まえ、以下の対策を行ってきた。

- (1) スクールカウンセラーの配置日数について、小学校では前年度比約3倍の約3,200日、中学校では約400日多く拡充を図った。

■ 表2 スクールカウンセラーの拡充

年度	小学校	中学校	緊急派遣（県外）	計
24	3,196日	5,358日	563日	9,117日
23	1,064日	4,920日	2,049日	8,033日

※平成23, 24年度の津波被災12市町への配置日数については、約4,500日で全体の50%超

- (2) スクールソーシャルワーカーの活用については、13市町に対し、前年度より5人多い20人を配置した。

■ 表3 スクールソーシャルワーカーの拡充

年度	SSW人数	SSW活用市町村	資格者等
24	20人	13市町(角田市1, 柴田町1, 塩竈市2, 岩沼市1, 多賀城市1, 大和町1, 大崎市2, 涌谷町1, 栗原市1, 石巻市4, 女川町2, 登米市2, 気仙沼市1)	社会福祉士・精神保健福祉士等13名
23	15人	13市町(角田市1, 柴田町1, 塩竈市1, 岩沼市1, 多賀城市1, 大和町1, 大崎市1, 涌谷町1, 栗原市1, 石巻市3, 女川町1, 登米市1, 気仙沼市1)	社会福祉士・精神保健福祉士等8名

- (3) 震災に係る教員加配については、前年度と同数の216人を沿岸部の学校に重点的に配置した。

■ 表4 震災に係る教員加配（沿岸部に重点的に加配）

年度	小学校	中学校	特別支援学校	合計
24	146人	66人	4人	216人
23	142人	70人	4人	216人

3 県教委の取組

不登校の問題は、震災以前から大きな課題の一つであったが、震災を経て、出現率の増加傾向が加速したことを踏まえ、これまで以上に関係部局や市町村教育委員会と連携して対策を講じていく。

- (1) 各市町村における不登校児童生徒の状況とその対策について分析し、その結果を市町村教育委員会や教育事務所と共有して、さらにきめ細かな対応に努める。
- (2) 特に不登校児童生徒の多い市町村教育委員会との緊密な連携のもとに、スクールカウンセラー及び学校教育活動復旧支援員を重点的に配置するほか、スクールソーシャルワーカーの拡充を図る。
- (3) 不登校児童生徒が学校復帰できるよう、訪問指導員の活用等により、家庭や関係機関との緊密な連携を図るなどする各市町村教育委員会の「登校支援ネットワーク事業」の取組を支援する。
- (4) 不登校児童生徒は、どの学校にも出現するという認識の下、未然防止、早期発見、早期対応ができるよう学校全体での取組や小中連携した取組について、各種会議、リーフレット等で改めて促す。

農業高等学校及び気仙沼向洋高等学校の復旧に係る進捗状況について

1 進捗状況について

東日本大震災により甚大な被害を受けた農業高校及び気仙沼向洋高校について、平成29年度末までに移転再建する方針に基づき、これまで移転候補地の選定、用地取得に努めてきた。

	農業高等学校	気仙沼向洋高等学校
移 転 候 補 地	名取市高館吉田吉合地区周辺	気仙沼市長磯牧通地区周辺
面 積	約32.5ヘクタール	約6.0ヘクタール
地 権 者 数	95人	22人
地 元 説 明 会	平成24年7月24～26日 (事業説明) 平成25年3月28日 (事業説明, 価格提示)	平成24年7月18日及び 平成25年3月25日 (事業説明) 平成25年5月23日 (価格提示)
復興整備計画提出	平成25年6月20日	(未定)
復興整備計画公表 (農振除外, 農地転用)	平成25年7月11日	(未定)
用 地 契 約 会	平成25年7月9日～12日	(未定)
現 状	すべての地権者から了解が得られ、仮契約を締結済	当初候補地の一部が取得困難となっている。引き続き同地区での再建に向けた用地取得について交渉中
議 会 の 議 決	平成25年9月定例会提案予定	(未定)

2 農業高校に係る今後の予定

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
土地造成	造成設計	造成工事・グラウンド等整備工事				新校舎 供用開始
建築工事	建築基本・実施設計	校舎等建築工事				

公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について

1 校舎等の耐震対策の実施状況

(1) 非木造（対象施設：2階建て以上又は延べ床面積200㎡超の建物）

学校区分・棟数		耐震化率		
		平成22年4月1日	平成24年4月1日	平成25年4月1日
小中学校 2,297棟	県平均	93.5%	98.0%	98.7%
	全国平均	73.3%	84.8%	88.9%
高等学校 608棟	県平均	91.3%	92.6%	92.6%
	全国平均	72.9%	82.4%	86.2%
特別支援学校 94棟	県平均	100.0%	100.0%	100.0%
	全国平均	87.9%	92.9%	94.6%
幼稚園 53棟	県平均	86.5%	88.7%	92.5%
	全国平均	66.2%	75.1%	79.4%

(2) 木造（対象施設：3階建て以上又は延べ床面積200㎡超の建物）

学校区分・棟数		耐震化率		
		平成22年4月1日	平成24年4月1日	平成25年4月1日
小中学校 12棟	県平均	55.6%	83.3%	83.3%
	全国平均	67.6%	78.8%	82.3%
高等学校 0棟	県平均	—	—	—
	全国平均	61.5%	66.4%	70.4%
特別支援学校 0棟	県平均	—	—	—
	全国平均	92.0%	93.1%	94.8%
幼稚園 25棟	県平均	100.0%	100.0%	100.0%
	全国平均	79.1%	83.5%	85.0%

※ 平成23年度は東日本大震災のため被災3県（岩手・宮城・福島）は調査対象から除外

※ 耐震化率 =
$$\frac{〔昭和57年以降建築の棟数（耐震性がある棟数） + 昭和56年以前建築で耐震性がある棟数 + 耐震補強済みの棟数〕}{全棟数}$$

※ 学校区分内の表示棟数は、校舎等施設の全棟数

2 非構造部材の耐震点検・対策の実施状況

(1) 耐震点検・対策実施率

学校区分・学校(園)数		校舎等（屋内運動場等を除く）	
		平成24年4月1日	平成25年4月1日
小中学校 592校	県平均	28.0%	34.3%
	全国平均	32.0%	60.2%
高等学校 76校	県平均	0.0%	92.1%
	全国平均	39.4%	77.8%
特別支援学校 19校	県平均	0.0%	94.7%
	全国平均	43.2%	78.9%
幼稚園 88園	県平均	39.4%	62.5%
	全国平均	27.3%	53.2%

※ 点検・対策実施率 = 対策実施済または点検の結果対策の必要がない学校数 ÷ 全学校数

※ 平成24年度調査と平成25年度調査の主な相違点

平成25年度調査においては、屋内運動場等の大空間を有する施設について、吊り天井、照明器具、バスケットボール等高所に設置されているものを別途整理している点

(2) 屋内運動場等における吊り天井の設置状況と点検・対策実施率

(平成25年4月1日現在)

学校区分		点検・対策実施率	全棟数	吊り天井	
				設置棟数	設置率
小中学校	県平均	12.0%	658棟	50棟	7.6%
	全国平均	9.2%			
高等学校	県平均	0.0%	188棟	39棟	20.7%
	全国平均	12.5%			
特別支援学校	県平均	0.0%	26棟	0棟	
	全国平均	12.6%			

※ 点検・対策実施率 = 対策実施済または点検の結果対策の必要がない棟数 ÷ 吊り天井が設置されている棟数

※ 用語の説明

○ 構造体 … 建物本体

○ 非構造部材 … 天井材や外壁、照明器具、窓ガラス、家具等、構造体と区分した部材

○ 屋内運動場等 … 屋内運動場、武道場、講堂、屋内プール

耐 震 改 修 状 況

1 非木造施設

(1) 市町村立小中学校施設

平成25年4月1日現在

設置者	耐震化率 100%															
	全棟数 A	S57年 以降建 築棟数 B	S56年 以前建 築棟数 C	S56年以前の 建築棟数が全 棟数に占める 割合 D=C/A	耐震診 断実施 済棟数 E	耐震診 断実施 率 F=E/C	耐震化の 必要のな い棟数 G	耐震化済 棟数 H	耐震性の ない棟数 I	耐震診断 未実施 棟数 J	S56年以前建 築で耐震性が ある、及び補 強済の棟数 K	耐震化率 (H25.4.1)		S56年以前 の建築に係 る耐震化率 M=H/C	25年度中に 耐震化が見込 まれる棟数 (工事中) N	H25年度末 耐震化率 見込 O=(B+K+N)/A
												L=(B+K)/A	前年度			
1 仙 台 市	1,066	565	501	47.0%	501	100.0%	277	224	0	0	501	100.0%	100.0%	100.0%	0	100.0%
2 石 巻 市	140	66	74	52.9%	74	100.0%	29	29	16	0	58	88.6%	84.1%	78.4%	2	90.0%
3 塩 竈 市	63	21	42	66.7%	42	100.0%	18	24	0	0	42	100.0%	100.0%	100.0%	0	100.0%
4 気仙沼市	93	55	38	40.9%	38	100.0%	12	18	8	0	30	91.4%	87.5%	78.9%	7	98.9%
5 白 石 市	52	30	22	42.3%	22	100.0%	8	14	0	0	22	100.0%	100.0%	100.0%	0	100.0%
6 名 取 市	58	33	25	43.1%	25	100.0%	3	22	0	0	25	100.0%	100.0%	100.0%	0	100.0%
7 角 田 市	32	14	18	56.3%	18	100.0%	3	15	0	0	18	100.0%	90.6%	100.0%	0	100.0%
8 多賀城市	41	20	21	51.2%	21	100.0%	2	19	0	0	21	100.0%	100.0%	100.0%	0	100.0%
9 岩 沼 市	33	20	13	39.4%	13	100.0%	0	13	0	0	13	100.0%	100.0%	100.0%	0	100.0%
10 登 米 市	108	41	67	62.0%	67	100.0%	15	52	0	0	67	100.0%	100.0%	100.0%	0	100.0%
11 栗 原 市	69	39	30	43.5%	30	100.0%	11	19	0	0	30	100.0%	96.8%	100.0%	0	100.0%
12 東松島市	33	13	20	60.6%	20	100.0%	7	11	2	0	18	93.9%	93.9%	90.0%	2	100.0%
13 大 崎 市	114	64	50	43.9%	49	98.0%	9	40	0	1	49	99.1%	99.1%	98.0%	0	99.1%
14 蔵 王 町	17	4	13	76.5%	13	100.0%	6	7	0	0	13	100.0%	100.0%	100.0%	0	100.0%
15 七ヶ宿町	5	1	4	80.0%	4	100.0%	0	4	0	0	4	100.0%	100.0%	100.0%	0	100.0%
16 大河原町	15	6	9	60.0%	9	100.0%	1	8	0	0	9	100.0%	100.0%	100.0%	0	100.0%
17 村 田 町	10	7	3	30.0%	3	100.0%	0	3	0	0	3	100.0%	100.0%	100.0%	0	100.0%
18 柴 田 町	32	22	10	31.3%	10	100.0%	7	3	0	0	10	100.0%	100.0%	100.0%	0	100.0%
19 川 崎 町	12	8	4	33.3%	4	100.0%	0	4	0	0	4	100.0%	100.0%	100.0%	0	100.0%
20 丸 森 町	18	8	10	55.6%	10	100.0%	3	7	0	0	10	100.0%	100.0%	100.0%	0	100.0%
21 亘 理 町	20	9	11	55.0%	11	100.0%	5	6	0	0	11	100.0%	100.0%	100.0%	0	100.0%
22 山 元 町	17	11	6	35.3%	6	100.0%	2	4	0	0	6	100.0%	100.0%	100.0%	0	100.0%
23 松 島 町	14	8	6	42.9%	6	100.0%	0	6	0	0	6	100.0%	100.0%	100.0%	0	100.0%
24 七ヶ浜町	13	8	5	38.5%	5	100.0%	1	4	0	0	5	100.0%	100.0%	100.0%	0	100.0%
25 利 府 町	29	24	5	17.2%	5	100.0%	1	4	0	0	5	100.0%	100.0%	100.0%	0	100.0%
26 大 和 町	28	17	11	39.3%	11	100.0%	5	6	0	0	11	100.0%	100.0%	100.0%	0	100.0%
27 大 郷 町	5	4	1	20.0%	1	100.0%	1	0	0	0	1	100.0%	100.0%	100.0%	0	100.0%
28 富 谷 町	34	26	8	23.5%	8	100.0%	5	3	0	0	8	100.0%	100.0%	100.0%	0	100.0%
29 大 衡 村	7	2	5	71.4%	5	100.0%	3	2	0	0	5	100.0%	100.0%	100.0%	0	100.0%
30 色 麻 町	9	2	7	77.8%	7	100.0%	4	3	0	0	7	100.0%	100.0%	100.0%	0	100.0%
31 加 美 町	37	25	12	32.4%	12	100.0%	1	11	0	0	12	100.0%	100.0%	100.0%	0	100.0%
32 涌 谷 町	21	4	17	81.0%	17	100.0%	1	13	3	0	14	85.7%	85.7%	82.4%	1	90.5%
33 美 里 町	28	16	12	42.9%	12	100.0%	2	10	0	0	12	100.0%	100.0%	100.0%	0	100.0%
34 女 川 町	10	4	6	60.0%	6	100.0%	1	5	0	0	6	100.0%	100.0%	100.0%	0	100.0%
35 南三陸町	14	9	5	35.7%	5	100.0%	3	2	0	0	5	100.0%	100.0%	100.0%	0	100.0%
県 計	2,297	1,206	1,091	47.5%	1,090	99.9%	446	615	29	1	1,061	98.7%	98.0%	97.3%	12	99.2%

(2) 県立・市立高等学校施設

設置者	耐震化率100%															
	全棟数 A	S57年以降建築棟数 B	S56年以前建築棟数 C	S56年以前の建築棟数が全棟数に占める割合 D=C/A	耐震診断実施済棟数 E	耐震診断実施率 F=E/C	耐震化の必要のない棟数 G	耐震化済棟数 H	耐震性のない棟数 I	耐震診断未実施棟数 J	S56年以前建築で耐震性がある、及び補強済の棟数 K	耐震化率 (H25.4.1)		S56年以前の建築に係る耐震化率 M=H/C	25年度中に耐震化が見込まれる棟数 (工事中) N	H25年度末耐震化率見込 O=(B+K+N)/A
												L=(B+K)/A	前年度			
1 仙台市	40	34	6	15.0%	6	100.0%	1	5	0	0	6	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%
2 石巻市	4	2	2	50.0%	2	100.0%	0	0	2	0	0	50.0%	50.0%	0.0%		50.0%
3 宮城県	564	270	294	52.1%	251	85.4%	89	162	0	43	251	92.4%	92.4%	85.4%		92.4%
県計	608	306	302	49.7%	259	85.8%	90	167	2	43	257	92.6%	92.6%	85.1%		92.6%

※ 仙台市(中等教育学校1校含む)

(3) 県立・市立特別支援学校施設

設置者	耐震化率100%															
	全棟数 A	S57年以降建築棟数 B	S56年以前建築棟数 C	S56年以前の建築棟数が全棟数に占める割合 D=C/A	耐震診断実施済棟数 E	耐震診断実施率 F=E/C	耐震化の必要のない棟数 G	耐震化済棟数 H	耐震性のない棟数 I	耐震診断未実施棟数 J	S56年以前建築で耐震性がある、及び補強済の棟数 K	耐震化率 (H25.4.1)		S56年以前の建築に係る耐震化率 M=H/C	25年度中に耐震化が見込まれる棟数 (工事中) N	H25年度末耐震化率見込 O=(B+K+N)/A
												L=(B+K)/A	前年度			
1 仙台市	8	5	3	37.5%	3	100.0%	2	1			3	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%
2 宮城県	86	58	28	32.6%	28	100.0%	9	19			28	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%
県計	94	63	31	33.0%	31	100.0%	11	20			31	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%

(4) 市町村立幼稚園施設

設置者	耐震化率100%															
	全棟数 A	S57年以降建築棟数 B	S56年以前建築棟数 C	S56年以前の建築棟数が全棟数に占める割合 D=C/A	耐震診断実施済棟数 E	耐震診断実施率 F=E/C	耐震化の必要のない棟数 G	耐震化済棟数 H	耐震性のない棟数 I	耐震診断未実施棟数 J	S56年以前建築で耐震性がある、及び補強済の棟数 K	耐震化率 (H25.4.1)		S56年以前の建築に係る耐震化率 M=H/C	25年度中に耐震化が見込まれる棟数 (工事中) N	H25年度末耐震化率見込 O=(B+K+N)/A
												L=(B+K)/A	前年度			
1 仙台市	1	1		0.0%						0		100.0%	100.0%			100.0%
2 石巻市	2		2	100.0%	2	100.0%	1		1		1	50.0%	50.0%	50.0%	1	100.0%
3 気仙沼市	1	1		0.0%								100.0%	100.0%			100.0%
4 白石市	2		2	100.0%	2	100.0%	2				2	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%
5 名取市	2	2		0.0%								100.0%	100.0%			100.0%
6 登米市	14	10	4	28.6%	4	100.0%	3	1			4	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%
7 栗原市	8	8		0.0%								100.0%	100.0%			100.0%
8 東松島市	1	1		0.0%								100.0%	100.0%			100.0%
9 大崎市	10	6	4	40.0%	2	50.0%	1	1	0	2	2	80.0%	70.0%	50.0%	0	80.0%
10 蔵王町	2	2		0.0%								100.0%	100.0%			100.0%
11 村田町	1	1		0.0%								100.0%	100.0%			100.0%
12 大郷町	1	1		0.0%								100.0%	100.0%			100.0%
13 富谷町	2	2		0.0%								100.0%	100.0%			100.0%
14 加美町	2	2		0.0%								100.0%	100.0%			100.0%
15 涌谷町	1		1	100.0%	0	0.0%	0	0		1		0.0%	0.0%	0.0%		0.0%
16 美里町	3	3		0.0%								100.0%	100.0%			100.0%
県計	53	40	13	24.5%	10	76.9%	7	2	1	3	9	92.5%	—	69.2%	1	94.3%

耐 震 改 修 状 況

2 木造施設

(1) 市町村立小中学校施設

平成25年4月1日現在

設置者	耐震化率100%															
	全棟数 A	S57年以降建築棟数 B	S56年以前建築棟数 C	S56年以前の建築棟数が全棟数に占める割合 D=C/A	耐震診断実施済棟数 E	耐震診断実施率 F=E/C	耐震化の必要のない棟数 G	耐震化済棟数 H	耐震性のない棟数 I	耐震診断未実施棟数 J	S56年以前建築で耐震性がある、及び補強済の棟数 K	耐震化率 (H25.4.1)		S56年以前の建築に係る耐震化率 M=H/C	25年度中に耐震化が見込まれる棟数(工事中) N	H25年度末耐震化率見込 O=(B+K+N)/A
												L=(B+K)/A	前年度			
1 仙台市	3	0	3	100.0%	3	100.0%	0	3	0	0	3	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%
2 石巻市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0	0	1	0	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%
3 気仙沼市	3	2	1	33.3%	0	0.0%	0	0	0	1	0	66.7%	66.7%	0.0%		66.7%
4 岩沼市	1	1		0.0%						0	0	100.0%	100.0%			100.0%
5 登米市	1	1		0.0%						0	0	100.0%	100.0%			100.0%
6 七ヶ浜町	1	1		0.0%						0	0	100.0%	100.0%			100.0%
7 加美町	2	1	1	50.0%	1	100.0%	0	1	0	0	1	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%
県計	12	6	6	50.0%	4	66.7%		4		2	4	83.3%	—	66.7%		83.3%

(2) 市町村立幼稚園施設

設置者	耐震化率100%															
	全棟数 A	S57年以降建築棟数 B	S56年以前建築棟数 C	S56年以前の建築棟数が全棟数に占める割合 D=C/A	耐震診断実施済棟数 E	耐震診断実施率 F=E/C	耐震化の必要のない棟数 G	耐震化済棟数 H	耐震性のない棟数 I	耐震診断未実施棟数 J	S56年以前建築で耐震性がある、及び補強済の棟数 K	耐震化率 (H25.4.1)		S56年以前の建築に係る耐震化率 M=H/C	25年度中に耐震化が見込まれる棟数(工事中) N	H25年度末耐震化率見込 O=(B+K+N)/A
												L=(B+K)/A	前年度			
1 石巻市	2	2		0.0%								100.0%	100.0%			100.0%
2 気仙沼市	1	1		0.0%								100.0%	100.0%			100.0%
3 登米市	1	1		0.0%								100.0%	100.0%			100.0%
4 栗原市	8	8		0.0%								100.0%	100.0%			100.0%
5 大崎市	4	4		0.0%								100.0%	100.0%			100.0%
6 蔵王町	1	1		0.0%								100.0%	100.0%			100.0%
7 川崎町	2	2		0.0%								100.0%	100.0%			100.0%
8 加美町	2	2		0.0%								100.0%	100.0%			100.0%
9 涌谷町	4	4		0.0%								100.0%	100.0%			100.0%
県計	25	25		0.0%								100.0%	100.0%			100.0%

2 非構造部材の耐震点検・耐震対策状況調査結果

(1) 小中学校施設

平成25年4月1日現在

耐震点検・対策実施率100%

設置者名	全学校数 [A]	耐震点検状況			耐震対策状況		
		耐震点検実施校 [B]	耐震点検実施率 [C=B/A]	耐震点検未実施校 [D]	耐震対策実施済み又は耐震点検の結果、対策の必要がない学校 [E]	耐震対策実施率 [F=E/A]	耐震対策未実施校 [G]
仙台市	190	0	0.0%	190	0	0.0%	190
石巻市	50	0	0.0%	50	0	0.0%	50
塩竈市	11	11	100.0%	0	11	100.0%	0
気仙沼市	32	32	100.0%	0	0	0.0%	32
白石市	16	16	100.0%	0	16	100.0%	0
名取市	14	14	100.0%	0	14	100.0%	0
角田市	11	11	100.0%	0	11	100.0%	0
多賀城市	10	10	100.0%	0	10	100.0%	0
岩沼市	8	7	87.5%	1	0	0.0%	8
登米市	31	31	100.0%	0	31	100.0%	0
栗原市	26	26	100.0%	0	26	100.0%	0
東松島市	11	0	0.0%	11	0	0.0%	11
大崎市	42	0	0.0%	42	0	0.0%	42
蔵王町	8	0	0.0%	8	0	0.0%	8
七ヶ宿町	3	3	100.0%	0	3	100.0%	0
大河原町	5	1	20.0%	4	0	0.0%	5
村田町	4	4	100.0%	0	4	100.0%	0
柴田町	9	9	100.0%	0	9	100.0%	0
川崎町	6	6	100.0%	0	6	100.0%	0
丸森町	9	9	100.0%	0	9	100.0%	0
亘理町	8	0	0.0%	8	0	0.0%	8
山元町	5	0	0.0%	5	0	0.0%	5
松島町	4	4	100.0%	0	4	100.0%	0
七ヶ浜町	5	0	0.0%	5	0	0.0%	5
利府町	9	0	0.0%	9	0	0.0%	9
大和町	9	0	0.0%	9	0	0.0%	9
大郷町	2	2	100.0%	0	0	0.0%	2
富谷町	12	12	100.0%	0	12	100.0%	0
大衡村	2	2	100.0%	0	2	100.0%	0
色麻町	3	3	100.0%	0	3	100.0%	0
加美町	13	10	76.9%	3	10	76.9%	3
涌谷町	7	7	100.0%	0	7	100.0%	0
美里町	9	9	100.0%	0	9	100.0%	0
女川町	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2
南三陸町	6	6	100.0%	0	6	100.0%	0
県計	592	245	41.4%	347	203	34.3%	389

※ 「耐震点検実施校」は人に重大な被害を与える恐れがある箇所の耐震点検を実施している学校数。

※ 「耐震対策実施済み又は耐震点検の結果、対策の必要のない学校」は人に重大な被害を与える恐れがある箇所の耐震対策を実施している学校数。

(2) 高等学校施設

耐震点検・対策実施率100%

設置者名	全学校数 [A]	耐震点検状況			耐震対策状況		
		耐震点検実施校 [B]	耐震点検実施率 [C=B/A]	耐震点検未実施校 [D]	耐震対策実施済み又は耐震点検の結果、対策の必要がない学校 [E]	耐震対策実施率 [F=E/A]	耐震対策未実施校 [G]
宮城県	70	70	100.0%	0	70	100.0%	0
仙台市	5	0	0.0%	5	0	0.0%	5
石巻市	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1
県計	76	70	92.1%	6	70	92.1%	6

(3) 特別支援学校施設

耐震点検・対策実施率100%

設置者名	全学校数 [A]	耐震点検状況			耐震対策状況		
		耐震点検実施校 [B]	耐震点検実施率 [C=B/A]	耐震点検未実施校 [D]	耐震対策実施済み又は耐震点検の結果、対策の必要がない学校 [E]	耐震対策実施率 [F=E/A]	耐震対策未実施校 [G]
宮城県	18	18	100.0%	0	18	100.0%	0
仙台市	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1
県計	19	18	94.7%	1	18	94.7%	1

(4) 幼稚園施設

耐震点検・対策実施率100%

設置者名	全学校数 [A]	耐震点検状況			耐震対策状況		
		耐震点検実施校 [B]	耐震点検実施率 [C=B/A]	耐震点検未実施校 [D]	耐震対策実施済み又は耐震点検の結果、対策の必要がない学校 [E]	耐震対策実施率 [F=E/A]	耐震対策未実施校 [G]
仙台市	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1
石巻市	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4
気仙沼市	6	6	100.0%	0	0	0.0%	6
白石市	2	2	100.0%	0	2	100.0%	0
名取市	4	4	100.0%	0	4	100.0%	0
角田市	2	2	100.0%	0	2	100.0%	0
登米市	14	14	100.0%	0	14	100.0%	0
栗原市	15	15	100.0%	0	15	100.0%	0
東松島市	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1
大崎市	13	0	0.0%	13	0	0.0%	13
蔵王町	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3
村田町	2	2	100.0%	0	2	100.0%	0
柴田町	1	1	100.0%	0	1	100.0%	0
川崎町	2	2	100.0%	0	2	100.0%	0
松島町	3	3	100.0%	0	3	100.0%	0
大郷町	1	1	100.0%	0	0	0.0%	1
富谷町	2	2	100.0%	0	2	100.0%	0
加美町	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4
涌谷町	5	5	100.0%	0	5	100.0%	0
美里町	3	3	100.0%	0	3	100.0%	0
県計	88	62	70.5%	26	55	62.5%	33

3 屋内運動場等における吊り天井の設置状況等

(1) 小中学校施設

平成25年4月1日現在

設置者名	屋内運動場等の全棟数 (※1) [A=B+F]	吊り天井を有する棟数								吊り天井を有していない棟数			
		[B=D+E]	(割合) [C=B/A]	一定規模に該当する棟数 (※2) [D]	総点検を実施した棟数 ①	対策実施済み又は対策の必要がない棟数 (※3) ②	一定規模に該当しない棟数 [E]	総点検を実施した棟数 ③	対策実施済み又は対策の必要がない棟数 ④	[F]	(割合) [G=F/A]	総点検を実施した棟数 ⑤	対策実施済み又は対策の必要がない棟数 (※4) ⑥
仙台市	245	3	1.2%	3	0	0	0	0	0	242	98.8%	242	242
石巻市	58	12	20.7%	12	0	0	0	0	0	46	79.3%	0	0
塩竈市	11	3	27.3%	3	3	0	0	0	0	8	72.7%	8	8
気仙沼市	32	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	32	100.0%	0	0
白石市	1	1	100.0%	1	1	1	0	0	0	0	0.0%	0	0
名取市	15	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	15	100.0%	15	0
角田市	11	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	11	100.0%	0	0
多賀城市	14	1	7.1%	0	0	0	1	0	0	13	92.9%	0	0
岩沼市	8	1	12.5%	1	0	0	0	0	0	7	87.5%	0	0
登米市	35	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	35	100.0%	35	35
栗原市	1	1	100.0%	1	1	1	0	0	0	0	0.0%	0	0
東松島市	13	8	61.5%	8	0	0	0	0	0	5	38.5%	0	0
大崎市	51	5	9.8%	3	0	0	2	0	0	46	90.2%	0	0
蔵王町	8	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	8	100.0%	0	0
七ヶ宿町	3	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	3	100.0%	0	0
大河原町	6	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	6	100.0%	0	0
村田町	6	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	6	100.0%	0	0
柴田町	12	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	12	100.0%	0	0
川崎町	7	1	14.3%	1	1	1	0	0	0	6	85.7%	0	0
丸森町	9	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	9	100.0%	9	9
亘理町	8	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	8	100.0%	0	0
山元町	5	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	5	100.0%	0	0
松島町	4	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	4	100.0%	4	4
七ヶ浜町	11	2	18.2%	0	0	0	2	0	0	9	81.8%	0	0
利府町	9	1	11.1%	1	0	0	0	0	0	8	88.9%	0	0
大和町	11	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	11	100.0%	0	0
大郷町	2	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	2	100.0%	0	0
富谷町	12	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	12	100.0%	12	12
大衡村	2	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	2	100.0%	0	0
色麻町	3	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	3	100.0%	0	0
加美町	16	3	18.8%	0	0	0	3	0	0	13	81.3%	0	0
涌谷町	8	1	12.5%	1	0	0	0	0	0	7	87.5%	0	0
美里町	11	4	36.4%	4	4	0	0	0	0	7	63.6%	7	7
女川町	2	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	2	100.0%	0	0
南三陸町	8	3	37.5%	0	0	0	3	3	3	5	62.5%	5	5
県計	658	50	7.6%	39	10	3	11	3	3	608	92.4%	337	322

※1 屋内運動場等・屋内運動場・武道場・講堂・屋内プール。

※2 「一定規模」とは、国土交通省が平成25年2月に示した「建築基準法施行令及び関連省令の一部改正案」(技術基準案)で安全上重要である天井の定義を示しており、対象は下記のいずれにも該当するものである。

1. 居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの
2. 高さが六メートルを超える天井の部分で水平投影面積が二百平方メートルを超える部分を含むもの
3. 天井面構成部材等の一平方メートル当たりの平均質量(当該部分の質量の合計を天井面の面積の合計で除したものをいう。)が二キログラムを超えるもの

※3 ③及び④の「対策実施済み又は対策の必要がない棟数」とは、吊り天井・照明器具・バスケットゴールの全てに対して、補強・再設置などの対策(吊り天井については、国土交通省が平成25年2月に示した技術基準(案)等を実施済の棟数又は耐震点検の結果、落下防止対策の必要がなかった棟数。

※4 ⑥の「対策実施済み又は対策の必要がない棟数」とは、照明器具・バスケットゴールの全てに対して、補強・再設置などの対策を実施済の棟数又は耐震点検の結果、落下防止対策の必要がなかった棟数。

(2) 高等学校施設

設置者名	屋内運動場等の全棟数 ※1 [A = B + F]	吊り天井を有する棟数 [B = D + E]	吊り天井を有する棟数						吊り天井を有していない棟数				
			(割合) [C=B/A]	一定規模に該当する棟数 ※2 [D]	総点検を実施した棟数 ①	対策実施済み又は対策の必要がない棟数 ※3 ②	一定規模に該当しない棟数 [E]	総点検を実施した棟数 ③	対策実施済み又は対策の必要がない棟数 ④	[F]	(割合) [G=F/A]	総点検を実施した棟数 ⑤	対策実施済み又は対策の必要がない棟数 ※4 ⑥
宮城県	177	38	21.5%	10	8	0	28	3	0	139	78.5%	30	30
仙台市	10	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	10	100.0%	10	10
石巻市	1	1	100.0%	1	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
県計	188	39	20.7%	11	8	0	28	3	0	149	79.3%	40	40

(3) 特別支援学校施設

設置者名	屋内運動場等の全棟数 ※1 [A = B + F]	吊り天井を有する棟数 [B = D + E]	吊り天井を有する棟数						吊り天井を有していない棟数				
			(割合) [C=B/A]	一定規模に該当する棟数 ※2 [D]	総点検を実施した棟数 ①	対策実施済み又は対策の必要がない棟数 ※3 ②	一定規模に該当しない棟数 [E]	総点検を実施した棟数 ③	対策実施済み又は対策の必要がない棟数 ④	[F]	(割合) [G=F/A]	総点検を実施した棟数 ⑤	対策実施済み又は対策の必要がない棟数 ※4 ⑥
宮城県	25	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	25	100.0%	18	18
仙台市	1	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	1	100.0%	1	1
県計	26	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	26	100.0%	19	19

オペラ座の祝祭 大聖堂の祈り シャガールの空間を堪能する



Marc Chagall

シャガール展

2013 9/3 TUE - 10/27 SUN 宮城県美術館

開館時間：午前9時30分～午後5時（発券は午後4時30分まで） 休館日：月曜日（ただし9月16日、23日、10月14日は開館）、9月17日、24日、10月15日

主催：宮城県美術館、河北新報社、TBC東北放送 後援：在日フランス大使館、フランス文化、フランス日本、TBC岩手放送、テレビユー山形、テレビユー福島 協賛：トヨタ自動車 特別協力：メレット・メイヤー、マルク・シャガール国立美術館、マルク・シャガール国立美術館友の会、パリ国立オペラ座 協力：モマトロジスティクス、日本航空、エールフランス航空、損害保険ジャパン 企画協力：北海道立近代美術館、北海道新聞社、キュレーターズ

花(部分) 1975年 個人蔵
©ADAGE Paris & IASPAR, Tokyo 2013, Chagall® B0170

宮城県美術館 THE MIYAGI MUSEUM OF ART
〒980-0861 仙台市青葉区川内元支倉 34-1
TEL. 022-221-2111 <http://www.pref.miyagi.jp/bijyutu/museum/>

20世紀を代表する画家の一人、マルク・シャガール(1887-1985)。宙を舞うカップルや動物、現実離れた鮮烈な色彩が散りばめられた、幻想的な絵画空間は私たちを魅了してやみません。一方で、彼の制作は絵画に留まらず、ステンドグラスや舞台装飾、陶芸、彫刻、タピスリーといった様々な分野に及びました。その豊かな才能は、第二次世界大戦後の後半生に手がけた、歌劇場や美術館、大聖堂などの公共建築を飾る大規模なモニュメント(記念碑的作品)の仕事に結実しています。祝祭や信仰の場は、彼の芸術によってより深い精神性を帯びた空間となり、訪れる者に感動を与えます。本展では、華やかなパリ・オペラ座の天井画をはじめ、フランス各地の教会を飾るステンドグラスやその下絵など、シャガールの代表的なモニュメント作品を日本で初めて本格的に紹介します。



オペラ座天井画のための最終下絵
1963年 個人蔵



音楽の勝利(メトロポリタン・オペラ、リンカーン・センター
壁画のための下絵) 1966年 個人蔵



輪回しをする道化師
1966年 個人蔵



サン＝ボールの上の恋人たち
1970-71年 個人蔵



メッセ大聖堂内陣北側薔薇窓: シンボルに囲まれたキリスト
1964年 現代芸術国立センター、文化・コミュニケーション省、
パリ・フランス、マルク・シャガール 国立美術館寄託
© Vitrail de Marc Chagall réalisé en collaboration avec Charles Marq /
ADAGP, Paris & JASPAR, Tokyo 2013, Chagall® B0170 ©RMN-GP



ソロモンの雅歌I
1960年 マルク・シャガール 国立美術館蔵(1972年寄贈)
© RMN-Grand Palais (musée Marc Chagall) / Gérard Blot / distributed by AMP

〈関連事業〉

講演会
「シャガール、モニュメント作品の魅力」

講師: 佐藤幸宏
(北海道立文学館学芸主幹、本展企画者)
日時: 9月21日(土) 午後2時～
会場: アートホール

まちなか美術講座
「シャガールの旧約聖書」

講師: 小檜山祐幹(当館学芸員)
日時: 10月5日(土) 午後1時～
会場: 東北工業大学一番町ロビー

ギャラリー・トーク

当館学芸員
日時: 9月15日(日)、10月6日(日)、
10月20日(日) 午後2時～
観覧券をお求めの上、2階展示室入り口
にお集まりください。

〈観覧料〉

	一般	学生	小・中・高校生
当日	1,500円	1,300円	800円
団体(20名以上)	1,400円	1,200円	700円
前売り	1,300円	1,100円	600円

2013年6月28日(金) 前売券発売開始

前売券販売所(9月2日まで)

宮城県美術館、藤崎、仙台三越、エスパル、ローソンチケット(Lコード: 22890)、チケットぴあ(Pコード: 765-760)、イープラス
<http://eplus.jp>、セブン-チケット(セブンコード: 023-988)、
日専連カウンターアエル店、宮城県庁1階売店、河北新報販売店
(7月10日から)、みやぎ生協共同購入部

〈交通案内〉

◎バス利用の場合

A. 仙台駅西口バスプール仙台市営バス16番乗場
から「交通公園行(広瀬通経由)」もしくは「川内
営業所前行」に乗車、二高・宮城県美術館前下車
B. 広瀬通一番町バス停(仙台フォーラス)からも
「交通公園(広瀬通経由)」バスをご利用になれます。

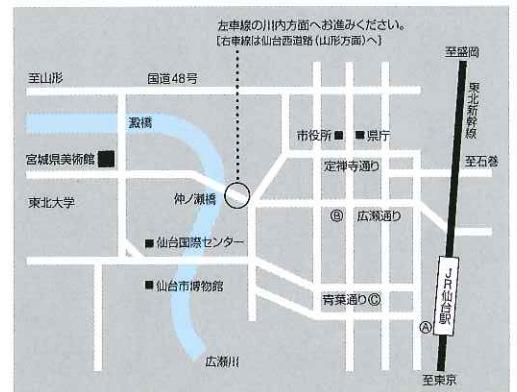
◎るーぶる仙台バスの場合/二高・宮城県美術館
前下車。

◎タクシー利用の場合/仙台駅から約10分

◎高速道路利用の場合/東北自動車道・仙台宮城
I.C.より仙台方面(仙台西道路)に入り、青葉城趾
方面を経由して美術館へ。仙台宮城I.C.より約15分。
駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通
機関をご利用ください。

〈次回の展覧会〉

「洲之内徹と現代画廊」
2013年11月2日(土)～12月23日(月・祝)



展覧会公式 HP <http://m-chagall.com>

宮城県美術館

THE MIYAGI MUSEUM OF ART

〒980-0861 仙台市青葉区川内元支倉34-1

TEL.022-221-2111 <http://www.pref.miyagi.jp/bijyutu/museum/>